

平成30年度一般会計予算特別委員会会議録

平成30年3月13日（火）

（開 会）10：00

（閉 会）15：58

○委員長

ただいまから平成30年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。審査の方法といたしましては審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度お諮りしていきます。

次に執行部から議案の補足説明を受け、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は4つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出、歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで質疑をお願いします。

次に継続費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

次に、各款、各条にまたがる質疑及び答弁を保留した質疑を総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、2月22日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について改めてお知らせをいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、残時間の通知については、モニターに随時表示いたしますとともに、各委員が質疑持ち時間が5分を切ったときには、委員長よりお知らせします。

また、審査は午後4時終了をめどとし、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますが、審査が円滑に進みますよう、委員並びに執行部各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に審査を行います過程で案件に関係のない職員は事務に支障を来すことがないように、各職場において仕事をさせていただくことにして、退席させたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

ご異議がないようですから、そのような取り扱いをさせていただきます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、はっきりと的確な答弁をお願いいたします。また、各館の審議における所管課は必ず前方に着席し、答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

それでは、「議案第3号 平成30年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告があっております。執行部にお尋ねいたします。各委員から要求があっております資料は提出できますか。

○財政課長

資料要求につきましては各課にまたがりますので、財政課のほうでお答えさせていただきます。

要求のありました資料は、資料要求一覧表の４ページをお願いいたします。児童福祉費、保育所費、街なか子育て広場運営委託に係る関係者との協議の経過と商工費、商工業振興費、ふくおか経済９月号掲載の市長の対談記事の川上委員の要求にかかわる資料を除き、全て提出させていただきます。なお、除きました２つの資料につきましては所管課より説明させます。

○子育て支援課長

提出できる資料はございません。

○環境整備課長

川上委員から要求のありましたふくおか経済９月号掲載の市長の対談記事につきましては、市が作成した文書ではなく、市の組織において業務上必要なものとして利用し、または保存されている行政文書でもありませんので、資料として提出することはできないと考えております。このため、ふくおか経済９月号を当委員会に提供させていただきますので、ご覧になられてください。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料のうち、ただいま執行部から提出できると回答のありました資料について要求することにご異議ありませんか。

○川上委員

今の私の要求資料について、２点について提出できないという執行部からの回答がありましたので、それについて納得できるものとそうでないものがありますので意見を述べたいと思います。

街なか子育て広場については、資料そのものがないということと、その行為があったかなかったかは別の問題だと思うけれども、資料はないということであれば資料要求は取り下げたいと思います。

ただし、ふくおか経済９月号については質問を少ししたいと思うんだけど、予算書の１７１ページに大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金がありますよね――。

○委員長

すいません。質問はここでは。ご意見として。

○川上委員

それで、１８８７万９０００円が予算計上されています。この対象にふくおか経済９月号で片峯市長が対談した相手、ティーティーエスの、株式会社の野見山社長、この会社が補助金を受ける資格要件に該当しているのではないかと思うわけです――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １０：０５

再 開 １０：０５

委員会を再開いたします。

資料要求に関する発言にとどめていただきたいと思います。よろしくお願いいたします

○川上委員

最初からやります。ふくおか経済９月号に関する資料要求が出せないということで理由も述べられました。しかし、端的に言って、この資料は今度の予算書、予算計上に直接かかわる資料要求なんです。１７１ページに大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金、１８８７万９千円が予算計上されていますね。この補助対象資格要件に、このふくおか経済９月号で片峯市長が対談

し、「野見山社長を信じて、どんどん協力します。」と言って、私の一般質問における撤回要求に対しても、とらえ方の違いだとか、考え方の違いだとか言って撤回しない。一部のものに奉仕するという発言を公然と行っているわけです。このティーティーエス企画が補助金を受ける資格要件に該当するのであれば、このことについて、この当予算委員会で、しかるべく審査する必要がある。そのためにはこの資料が不可欠であると思うわけです。これを行政上使っているとか使っていないとか、あるいは保有する文書でないとか全く関係がない。予算審査をスムーズに、丁寧に行って、あなた方が承認を得たいというのであれば、この資料はそこに置いとくから読んでくれというようなことじゃなくて、正式にこの審査する特別委員会に提出するべきだと。

相手方は、ティーティーエスそのものは、片峯市長との対談が終わり、この雑誌が刊行された直ちに、片峯市長との対談写真をみずからのホームページにアップし、そして、クリックすればきれいにそれが全部カラーで見える状態に置いてるんですよ。それを著作権とかいう人もおったけど、関係ないですね。このことを考えれば。だから、予算審査の必要上、議会が片峯市長に資料要求したのであるから、これは直ちに提出してもらいたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料のうち、ただいま執行部から提出できると回答のありました資料について要求することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 １０：１１

再 開 １０：１６

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありましたふくおか経済２０１７年９月号の記事について、要求することに賛成の委員は挙手願います。

（ 挙 手 ）

賛成少数。よって、要求することは否決されました。資料の準備ができておりますので、サイドボックスに掲載いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 １０：１６

再 開 １０：１９

委員会を再開いたします。

それでは、執行部に補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第３号 平成３０年度飯塚市一般会計予算」の概要について説明をさせていただきます。「平成３０年度当初予算資料」をお願いいたします。

３ページをお願いいたします。前年度との比較でございますが、平成２９年度が骨格予算でありましたことから、平成２９年度の欄は当初予算額と６月補正予算額の合計額を表示しております。予算額につきまして、一般会計で６０７億９７００万円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと、２４億２８４１万２千円、率にして３．８％の減となっております。

４ページをお願いいたします。予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載

しております。このうち主なものについて、ご説明します。

まず、歳入ですが、市税は、平成29年度の決算見込額等を基に経済状況等を勘案し、総額で137億9835万5千円を計上しており、270万6千円の減となっております。

市民税のうち個人市民税では、8872万1千円の増、法人市民税では、6044万1千円の減となっております。また、固定資産税では、建物は評価がえにより6152万4千円の減となっておりますが、償却資産は資産見込評価額の増により1億2298万5千円の増となっております。軽自動車税は、新税率適用台数の増により1192万8千円の増、市たばこ税は、売上本数減の見込みにより、8753万1千円の減となっております。

譲与税及び交付金の地方消費税交付金は、地方財政計画の伸び率を勘案して2千万円、1.5%増の13億4900万円を計上いたしております。また、消費税の税率改正による3%増分は社会保障財源交付金として区分されておりますが、これにつきましては9億7300万円を計上いたしております。

地方交付税は、合併算定がえの段階的縮減等の影響から、普通交付税で前年度より6億円減の135億円を計上しております。臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額は、平成29年度予算に対し7億1400万円の減額を見込んでおります。

5ページの上段から7ページにかけて記載しております国庫支出金及び県支出金につきましては、本年度実施予定事業に係る国、県の負担金、補助金及び交付金を計上しております。

7ページの下段をお願いいたします。寄附金では、ふるさと応援寄付金事務を委託し、インターネット上で本市に対する寄附のクレジットカード決済を可能とする受付サイトの数を増やすなど、寄附金をさらに増やす取り組みを行うことから、ふるさと応援寄附金を2億5千万円増額し、5億5千万円を計上しております。

繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整として11億4165万4千円を取り崩して予算編成をしております。また、減債基金繰入金では、合併特例事業債の元利償還金の一般財源負担相当分として、7億6080万7千円を計上しています。これにより、財源調整可能な財政調整基金と減債基金の平成30年度末残高は、現時点では約125億8千万円になると見込んでおります。

8ページをお願いいたします。市債は、9ページにかけて記載しておりますが、臨時財政対策債17億5400万円を含み、過疎対策事業債の地域振興事業債や合併特例事業債を活用いたします本庁舎建設事業債、交流センター整備事業債、合併特例事業債や学校等整備事業債を活用いたします小・中学校施設整備事業債、公共施設等適正管理推進事業債を活用いたします保健体育施設整備事業債等、総額で40億7790万円を計上しております。

なお、当初予算編成後の普通会計ベースでの平成30年度末市債残高は、現時点では約772億円の見込みとなっております。

9ページをお願いいたします。次に、歳出ですが、職員人件費の一般会計及び特別会計の総額は、職員給等の増により1億3842万7千円増の74億2779万2千円を計上しております。

10ページをお願いいたします。総務費、財産管理費の庁舎管理運営事業費では、屋根・外壁改修工事に係る穂波庁舎改修工事設計委託料を計上しております。同じく、その他の財産管理費では、防災対策事業債を活用した勢田弥八ヶ谷法面改良工事を計上しています。企画費の国際化推進事業費では、サニーバール市に視察研修を行うための職員等の外国旅費の関連経費を計上し

ております。同じく、ふるさと応援寄附事業費では、歳入の寄附金で説明しました「ふるさと応援寄附金」に対する記念品料及び事務代行手数料等の関連経費を計上しております。

11 ページをお願いいたします。地域振興費の地域再生計画事業費では、研修室及び事務室の整備と空調設備改修を行うための筑穂ふれあい交流センター整備事業の経費を計上しております。同じく、その他の地域振興費では、ワゴン車両による定時定路線型運行等の買物支援を行うための買物対策事業費補助金を含むまちづくり協議会活動推進事業に係る経費を計上しております。電算管理費のその他の電算管理費では、市からの情報発信力の強化と地域コミュニティの活性化等を図るため、また、災害時における情報共有手段としての活用も見込まれるため、地域拠点である中央公民館及び各交流センターの公衆無線LAN整備事業の経費を計上しております。人権同和推進費の人権啓発センター・同和会館整備事業費では、立岩会館の1階、2階部分のトイレ改修を行う立岩会館改修工事に係る経費を計上しております。

12 ページをお願いいたします。本庁舎建設費の新庁舎建設事業費では、来庁者駐車場等周辺整備工事、旧庁舎解体工事、職員駐車場敷購入費等を計上しております。交流センター費の各交流センター整備事業費では、設計委託料、耐震診断調査委託料、建設工事、空調設備改修工事等の経費をそれぞれ計上しております。

13 ページをお願いいたします。賦課徴収費、賦課管理運営事業費の固定資産税賦課費、土地でございますが、課税客体的確な把握のため、6年ごとに市内全域の航空写真撮影及び地図作成を行う航空写真図作成委託料等の経費を計上しております。戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳管理運営事業費では、住基ネットワークシステムや戸籍電算システムのリプレイス費用等に係る経費を計上しています。

14 ページをお願いいたします。民生費、高齢者福祉費の高齢者福祉施設等整備補助事業費では、県補助金10分の10を活用し、看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備及び施設整備を支援するため、地域密着型施設等整備補助金を計上しています。障がい者福祉費の障がい者自立支援事業費では、介護給付費、訓練等給付費等に係る障がい者自立支援給付事業費の経費を計上しています。

15 ページをお願いいたします。同じく、サン・アビリティーズいづか施設管理運営事業費では、体育館排煙装置の改修に係るサン・アビリティーズいづか改修工事費を計上しています。児童福祉総務費の保育士確保緊急対策事業費では、保育士確保の施策として保育士就職緊急支援事業費、修学資金貸付事業費、生活資金貸付事業費をそれぞれ計上しています。

16 ページをお願いいたします。児童措置費の私立保育所等保育措置事業費では、県の補助金4分の3を活用し、地域の多様な人材を雇用し、保育士の負担軽減に資するための働きやすい環境整備事業に対する保育体制強化事業費補助金を計上しています。保育所費の子育て支援センター運営事業費では、国の補助金3分の1、県の補助金3分の1を活用し、子育て支援の充実を図るため「街なか子育てひろば運営委託料」等を計上しております。青少年対策費の椋本児童館整備事業費では、椋本児童館の建設事業に係る経費を計上しております。

17 ページをお願いいたします。衛生費、健康づくり推進費の母子保健事業費では、妊娠期から就学前のワンストップサービス支援として、実情把握、保健指導、支援プラン策定を行う「子育て世代包括支援センター事業」の経費を計上しています。

18 ページをお願いいたします。ごみ処理費のごみ収集事業費では、各施設の環境保持等、業

務員が必要とする事業量の増加などにより、当初予定していた民間委託に伴い「ごみ収集業務委託料」を追加計上しています。同じく、ごみ収集事業費では、ごみ出しが困難な高齢者の方や障がいのある方を支援するために、市職員が個別収集を行う「ふれあい収集事業」の関連経費を計上しています。

19ページをお願いいたします。農林水産業費、農業総務費のその他の農業総務費では、3カ年事業で農地面積や土地利用、将来見通しの基礎調査と整備計画の策定を目的とする農業振興地域整備計画策定事業の経費を計上しています。農業振興費の農業振興事業費では、防除用機械や雨避けハウスのなどの先進技術及び省力機械の導入整備に伴う「活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金」を計上しています。農業施設費の農業施設長寿命化事業費では、5カ年事業で施設台帳のシステム化や施設の維持補修、設備更新等の長寿命化計画の策定を目的とする農業施設台帳システム等整備委託料を計上しています。

20ページをお願いいたします。商工費、商工業振興費の地域再生計画事業費では、新商品の開発及び販路開拓拡大をするための地元ブランド開発等業務委託料を計上しています。

21ページをお願いいたします。観光費の筑豊ハイツ整備事業費では、観覧スタンド及び日除けシェルターの設置等「屋外テニスコート観覧スタンド等整備工事」の関連経費を計上しています。

22ページをお願いいたします。土木費、河川新設改良費の急傾斜地崩壊対策事業費では、県の補助金2分の1を活用する平恒原口地区急傾斜地崩壊対策工事に関連する経費を計上しています。街路事業費の県道整備事業費では、平成29年度に引き続き実施いたします県道新飯塚潤野線道路改良事業及び県道鯉田中線道路改良事業に係る工事負担金を計上しています。公園費の公園整備費では、バリアフリーによる安全確保と機能保全を図るために、「かいた中央公園」のトイレ改修工事に係る経費を計上しています。下水道費の浸水対策事業費では、昨年度に引き続き浸水対策計画に基づき、排水ポンプ場の新設・改修、調整池の新設、水路の改良・改修等に取り組むもので、約3億6千万円を計上しています。

23ページをお願いいたします。住宅管理費のその他の住宅管理費では、市営住宅解体工事、耐震診断調査委託料等の市営住宅管理計画推進事業に係る経費を計上しています。住宅建設費の改良住宅改善事業費では、改良住宅36戸の防水及び外壁補修を行うため新二瀬改良住宅外壁等補修工事を計上しています。

24ページをお願いします。消防費、災害対策費の防災事業費では、国、県の浸水想定に基づき浸水想定ハザードマップ作成業務委託料を計上しています。教育費、事務局費のその他の事務局費では、旧小中学校7校分の最低限使用する場合の経費として旧教育施設管理の関連経費を計上しています。小学校費の学校管理費、その他の学校管理費では、鎮西地区スクールバス運行委託料及び颯田地区スクールバス運行委託料の追加を含む小学校スクールバス運行委託料を計上しています。小学校費及び中学校費の小中学校間ネットワーク再構築事業費では、学校間ネットワークの延長に係る経費を計上しています。

25ページをお願いします。小学校費及び中学校費の教育用情報機器整備事業費では、電子黒板を小学校24台、中学校30台、タブレットを小学校160台、中学校320台整備する関連経費を計上しています。小学校費、教育振興費の学力向上推進事業費では、小学校5年生・6年生児童を対象としたオンライン英会話授業支援業務委託料等を計上しています。小学校費及び中

学校費の小学校・中学校ＩＣＴ活用推進事業費では、ＩＣＴ研究指導員を外部委託し、調査研究、研修企画立案、授業支援、相談対応等を行うために、ＩＣＴ活用推進事業委託料を計上しています。小学校費、学校整備費の統合・大規模改造事業費では、大分小学校大規模改造事業及び若菜小学校大規模改造事業に係る経費を計上しています。同じく、学校整備費の空調施設整備事業費では、小学校７校分の設計委託料及び小中一貫校幸袋校の整備工事に係る経費を計上しています。

なお、大分小学校大規模改造事業の一部及び空調施設整備事業費では、国の補正予算（第１号）に伴う関連事業の追加分に係ります経費の平成２９年度補正予算額と平成３０年度当初予算額が重複して計上しておりますので、新年度の補正予算において減額調整をさせていただきます。

２６ページをお願いいたします。中学校費、学校整備費の空調施設整備事業費では、中学校５校分の設計委託料及び４校分の整備工事に係る経費を計上しています。

なお、４校分の整備工事につきましては、国の補正予算（第１号）に伴う関連事業の追加分に係る経費の平成２９年度補正予算額と平成３０年度当初予算額が重複して計上しておりますので、新年度の補正予算において減額調整をさせていただきます。

２７ページをお願いいたします。幼稚園費、幼稚園教育振興事業費の私立幼稚園施設型給付費交付事業費では、愛宕、白菊、伊岐須、幸袋、山内の各認定こども園に対する私立認定こども園施設型給付費に係る経費を計上しています。公民館費の公民館施設管理事業費では、コミュニティセンターの陸屋根防水工事に係るコミュニティセンター補修工事を計上しています。同じく、その他の公民館費では、新築１館、改修１３館、合計１４館の自治公民館建築補助金を計上しています。

２８ページをお願いします。社会教育施設費の生活体験学校管理運営事業費では、生活棟、作業棟、交流センター棟等の屋根改修工事を計上しています。保健体育施設整備費の体育館等建設事業費では、新体育館建設に伴う設計委託料、地盤調査委託料等の関連経費を計上しています。公債費につきましては、総額で６５億４５８万円を計上しており、前年度と比較して５億７１５万３千円の増となっております。

なお、学校給食事業特別会計等を含んだ普通会計ベースでの公債費は、総額で約６７億３千万円の見込みとなっております。

継続費は、立岩交流センター整備事業につきまして、２０１９年度までの年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。

債務負担行為は、情報ネットワークシステム設計変更委託料以下１０件につきまして、債務が後年度にまたがりますので設定するものでございます。

４３ページ以降に一般会計等の前年度との比較資料等を添付しております。増減の主なものにつきましては、予算概要書の中で説明いたしましたので、比較表の説明は省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入ります。

まず、「第１款 議会費」及び「第２款 総務費」の質疑を許します。

はじめに、質疑通告されております７３ページ、企画費、国際化推進事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

今回最初の質問者として質問したいと思います。私もできるだけ的確な質問をいたしますので、明快なご答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に 73 ページ、2 款 総務費、1 項 総務管理費、企画費の国際化推進事業費についてお尋ねいたします。国際化推進事業費 420 万円が計上されてるわけですが、この事業の目的及び事業内容についてお尋ねいたします。

○地域政策課長

国際化推進事業費につきましては、飯塚市の国際化を推進していくことを、端的に申しますと、目的として計上させていただいておりますが、その主なものといたしましては、外国旅費 155 万 5 千円とバス借り上げ料 100 万円、国際化推進事業費補助金 38 万 7 千円を、新規事業分として今回計上いたしておりますが、その他の事業につきましては、これまで、それぞれの所管課で計上していたものを今回ここに集約したものでございます。

○勝田委員

この事業は恐らく今までになかった事業だと認識しています。2017 年に策定されました第 2 次飯塚市総合計画の中にも、この国際化推進については詳しくはほとんどうたっていないんですね。しかし、本年度の市長の施政方針の中には教育と文化の中で、しっかりこれが出てきているわけですね。

そこでお尋ねなんです、この事業は単年度事業で進めていくおつもりでしょうか。それとも継続事業なのでしょうか。

○地域政策課長

姉妹都市との交流を強固なものにすること、また、今後も総合交流を継続して行うことによって、両市の発展とつなぐということが重要だというふうに考えております。

また、よりグローバルな視点での国際化に向けた事業にも、今後は取り組んでまいりたいと考えておりますので、継続事業として考えているところでございます。

○勝田委員

そこで、先ほど具体的に外国旅費として 155 万 5 千円計上してあるんですが、だれが何名、そして、だれを想定されて予算計上されているのでしょうか。

○地域政策課長

外国旅費の 155 万 5 千円につきましては、担当部署の職員や関連部署の職員を含めた 4 名を想定しているところでございます。

○勝田委員

今回の予算で、これは国際化推進事業の一方途が示されているんだと思うんですが、私が教育現場で実践していた国際化教育というのは、自分が日本人として、日本の国や地域の伝統文化を理解し、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛し誇りに思う心をはぐくんだ結果、国際社会に責任のある構成員としての自覚を持ち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる日本人の育成を目指す。そういう意味で実践してきたわけですね。

そこで、今後サニーベール市と友好関係を築き、本市の発展に資するような取り組みが必要だと私は考えています。端的に言いますと、我々議員もサニーベール市を訪問し、国際化に向けてどのような取り組みを進めていくべきか、しっかり学ぶ必要もあるかと思います。つまり、しっかり勉強しましょうということなんですね。

そこで、執行部としては、議員の派遣等については、どのようなお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

○地域政策課長

議員のサニーバール市訪問につきましても、現在検討中ございまして、執行部としての考え方が整理できました折には、改めてご相談をさせていただくことになるかというふうに考えております。

○勝田委員

前向きな答弁としてお受けしておきますけれども、ぜひ私どもも市長と同じ立場、同じ考えで国際化推進に向けて取り組みたいと考えております。今後の方向性や予算計上のときに、ぜひ計画的にそういったことを盛り込んでいただくことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に73ページ、企画費、ふるさと応援寄附事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

73ページのふるさと応援寄附事業費、3億3376万6千円について、お尋ねいたします。

平成29年度と平成30年度の予算、事業経費の割合についてお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

ふるさと応援寄附金の当初予算比較でご説明させていただきます。歳入につきましては、平成29年度予算で寄附件数1万924件、寄附額3億円。平成30年度予算要求で寄附件数3万4167件、寄附額5億5千万円と、昨年度比、件数で3.1倍、寄附額1.8倍を見込んでおります。また、歳出につきましても、当初予算の事業費全体で、平成29年度予算で1億8639万円、平成30年度予算要求で3億3376万円と、昨年度比で1.7倍の増となっております。歳入に対します歳出の経費率につきましては、平成29年度62.13%、平成30年におきましては60.68%とマイナス1.45%、ポイント改善いたしております。

○兼本委員

ふるさと応援寄附金のほうも1.8倍ということと、経費削減のほうもマイナス1.45ということで、素晴らしいことではないかと思っておりますが、今後を期待いたしますと、寄附金が10億円、20億円とふえるのではないかというふうに思っております。そういった場合にこのお礼の品やで事務手数料等に関しましては、同じ比率で増加するというふうに考えますけれども、その場合の経費率についてはどのようになっていきますでしょうか。また、経費率というのは、ざっと計算したところ、どこまで削減できるようにお考えでしょうか。

○まちづくり推進課長

質問委員が言われますように、確かにふるさと納税の寄附額がふえますと、お礼の品、サイト利用手数料等、寄附額に応じまして同じ比率で増加いたしますが、消耗品、印刷費、旅費、広告費、臨時職員賃金等、寄附額に比例しない固定的な事務経費もございます。平成30年度予算の寄附額5億5千万円の場合、事務経費の率は60.68%ですが、寄附額の2倍の11億円になった場合の経費率は約59.44%、また4倍の22億円の場合におきましては、約58.90%、55億円の場合は約58.67%となり、また110億円の場合にしますと、約58.37%となり、一定の寄附額まで経費率はさがりますが、本市の場合におきましては、下限は約58%という形で判断いたしております。

○兼本委員

それでは、この寄附額の控除額の限度というのもちょっと大きいですけど、大体59から58%ぐらいの間が上限なのかなというふうに今の答弁でわかりました。今後、このふるさと納税にしましてどのような方向性を持っていかれるのか、お示してください。

○まちづくり推進課長

ふるさと納税事業を推進することによりまして、市の収入財源の確保、地域商品の流通量増加、商品やサービス、消費拡大等による経済効果が図れ、新たな雇用創出、パンフレット、SNS等による情報発信によるシティプロモーション的効果などが期待されます。返礼品の競争が激化しておりますが、総務省の返礼品に関する指針等を厳守の上、引き続き、新たな返礼品開発、掲載サイトやSNSによる情報発信、首都圏域でのPR等、積極的な事業を展開し、まちづくりと地域活性化のため、ふるさと納税事業の拡大と推進を図っていきたいと考えております。

○兼本委員

今、ふるさと納税が本市の歳入の今後、ある部分を確保していくための一つの手段であるということは、先日から代表質問や一般質問での答弁からもそのようにお考えなのかなということが見えてくるわけなんですけれども、今、答弁があったように、経費率がこれ以上削減できないといった状態になった場合に、言われますように地域商品の流通量の増加や商品及びサービス、消費拡大等がふるさと納税からうまれる副産物であるのかなというふうに私は考えております。また、それが本市の歳入になってくるのではないかなというふうに思うんですけれども、今現在、ふるさと納税からうまれているそのような副産物について、どのような状況かお示しいただけますでしょうか。

○まちづくり推進課長

副産物ということでございますが、新規事業者の方々から、ぜひお礼の品として商品を提案したいという問い合わせが多くあっております。また、具体的な調査は行っておりませんが、新規従業員を確保した、また、売り上げが向上したと、いろいろなお声を頂戴いたしているところでございます。

○兼本委員

先日も同僚議員が質問されてましたが、このふるさと納税の潜在的な市場は約2兆円というふうに言われているということで、現状はまだその1割程度にしかとどまってないということです。

また先日、これも代表質問でもお話があったと思うんですけれども、視察に行った文京区の子ども宅食なんかは、このふるさと納税を利用したガバメントクラウドファンディングというので、事業費をここからあてているということです。あと、まちづくり協議会等の団体が事業者となって寄附を募っている自治体もあるというふうに伺っております。ぜひ地域のため、まちづくりのため、地域活性化のため、新たな取り組みを含め、ふるさと納税事業のさらなる推進を図っていただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。

○委員長

次に、76ページ及び78ページ、地域振興費コミュニティバス等運行事業費、まちづくり協議会補助金について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

76ページ、78ページの地域振興費、コミュニティバス運行事業費についてお尋ねいたしま

す。本年度から街なか循環バスが廃止され、コミュニティバスが3路線から4路線になり、そのときに循環バスが廃止された経緯と理由はどうなっているのでしょうか。また、平成30年度の運行計画はどうなっているのかお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

街なか循環バスにつきましては、中心市街地活性化事業の効果促進事業として運行を開始いたしまして、新たな来客の創出等、民間交通機関の代替手段として一定の効果があつたものと考えております。しかし、当該バスの運行が民間交通事業者への影響も少なくないこともあり、利用者数は1万人程度でございました。国庫補助事業も終了いたしております。あわせまして、コミュニティバス路線の見直し時期に重なることから、街なか循環バスとコミュニティバスを合わせまして、再編成を行いまして、平成30年度の運行計画を定めております。街なか循環バスは本年3月末をもって、先ほど申しましたコミュニティバスの路線の再編成の中で組み入れまして、4月からは新たに高田・鎮西線を1路線追加し、あわせましてバス停も18カ所を新設する等、街なか循環バスの路線を補てんしつつ利便性が向上するように、平成30年度におきましてはコミュニティバス4路線での運行を行いたいと考えているところでございます。

○勝田委員

そうですね。何と云っても、私は利便性が向上するということは一番大切なことだと思います。しかし、弱者の小さな声もしっかり聞きとって、今後も市民のためのコミュニティバスの運行に努めていただきたいと思います。そこで、現在、コミュニティ交通を利用されているのは、大半が高齢者であり、買い物や通院等の移動手段として苦勞されている現状が実際にあるわけですね。そういった高齢者のニーズに対応できているのかお尋ねいたします。

○まちづくり推進課長

本年度実施いたしました65歳以上の12地区住民の方々3千人を無作為抽出したアンケート調査では、回答者の4割程度がコミュニティ交通に満足されておりますが、一方でコミュニティ交通の利用者は約1割程度にとどまっている状況でございます。このような状況も踏まえまして、今回のコミュニティバスの再編成におきましては、民間事業者で充足している部分は民間に、また、不十分な地域に路線を追加するとともに、各地でのバス停を増加させる等の改善を図りまして、高齢者等の利用促進を図ってまいりたいと考えております。また、より住民ニーズに対応できる施策として、今年度、試行的に各地のまちづくり協議会において地区内運行を一部実施していただいているところもございます。また、来年におきましても、検討、調整しているところでございます。現在の運行がベストだとは考えておりませんので、今後もより多くの市民ニーズにおこたえできるように努めてまいりたいと考えております。

○勝田委員

現在、実際に高齢化社会に突入しています。やはり高齢者にとってやさしく、そして買い物や通院等にも適切な運行に努めていただくことを強く要望して、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、76ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費、吉田委員の質疑については取り下げがっておりますので、割愛させていただきます。暫時休憩いたします。

休 憩 10:59

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

76ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

同じく76ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費についてお聞きいたします。

昨年12月の一般質問の中で、しっかりと見直しをすべきだというお話をさせていただきました。それに対して市長のほうも何とか新年度に向けて、しっかりと見直しやっていきたいというお話をされておりましたが、それはどのように反映されているのか、まず、その点からお聞かせいただけますか。

○まちづくり推進課長

平成30年度のコミュニティ交通の運行計画につきましては、提出資料26、27ページにお示ししてありますように、昨年9月、10月の市関係部署との会議、また、タクシー事業者等の関係者等の協議を踏まえまして、7月27日、11月6日並びに12月4日に開催されました飯塚市地域公共交通協議会におきまして、平成30年度の運行計画案をご了承いただき、決定しております。質問委員が言われますように、見直しにつきましては先ほどから答弁いたしておりますように、コミュニティバスにつきましては3路線から4路線、この中には街なか循環バスを組み込みまして再編成をいたしております。また、乗合タクシーにつきましては、12月議会でご答弁させていただきまして、現在、タクシー業界等と協議を重ねておりますが、現段階では、予約乗合タクシーにつきましては現行どおりの部分で進んでいくような形で考えております。

○江口委員

私が一般質問したのは12月議会です。これを見ると12月以降の審議については、追加資料の26ページで見ると、公共交通協議会が2月2日ですよ。今さっきお話されたように12月までの段階でおおよその計画をつくってしまっていたというお話でした。関係部署会議においても、12月以降の会議はないわけです。27ページの市内タクシー事業者等との協議については2日ございますが、このような状況であるわけですが、どのような協議を行われたのか、協議内容を詳しくお聞かせいただけますか。

○まちづくり推進課長

予約乗合タクシーにつきましては、タクシー事業者の方々と、12月議会でもお話があつていましたように、ダウンサイズ化等経費の見直しも含めまして2回ほど協議をさせていただきまして、市としての考え方をお示しはさせていただいております。この件につきましては、各予約乗合タクシーの地域エリアごとに状況も異なっておりますので、現在個々のタクシー事業者と年度当初の見直しには至っておりませんが、今後、年度途中、また来年度に向けての見直しに向けて、引き続き丁寧なお話をさせていただきながら進めていきたいと考えているところでございます。

○江口委員

タクシー事業者とは2回の協議を行って、まだ引き続きやりたいというお話でした。ただ、この特に関係部署会議なんです。庁議が10月に行われて以降、何ら関係部署の会議が行われていないわけです。12月の一般質問で見直しをというお話をさせていただいて、それをやると言われていたのに、そこの検討がきちんと庁議というような形ないし、関係部署会議で行われていないということに関しては、非常に誠実でない対応だと思っています。その点については、きちんとやっていただきたい。やらなくてはならないことだと思っています。ただ、一部、契約変更の

部分が、契約の形態が変わっていることに関しては一部評価をしたいと思います。コミュニティバス等に関して契約の形態が変わっているかと思いますが、その点についてご案内ください。

○まちづくり推進課長

コミュニティ交通につきましては、運行業務実施に関する3年間の基本協定を締結いたしました。契約につきましては毎年度締結する中で委託料等を決定いたしております。運行車両の車種変更等、運行内容に変更が生じた場合には、年度途中、または来年度からでも委託料、契約内容の変更ができるような形でやっていきたいというふうに考えております。

○江口委員

この点については一歩前進をしたという理解でよいのかどうか、実際に機材の変更等が、今、出来るかのような答弁だったかと思いますが、その点は間違いないと理解してよろしいですか。

○まちづくり推進課長

先ほども答弁させていただきましたけど、全市的な乗合タクシー、全域において見直しが可能かということは、今個々の先ほど申しましたタクシー事業者と、委託事業者と協議、お話し合いをしているところでございますので、見直しが可能な地域から順次そういう分の見直しをしていければというふうに、現在のところを考えているところでございます。(発言するものあり) 現在、先ほどご答弁をしましたけれど、個々の事業者と今、丁寧に説明をさせていただきながら、事業者のご意見等もお聞きした上で、現段階でいつからとか、できるとかいう形ではちょっと回答が出来ませんが、そういう形の部分で、市としましては、各事業者と引き続き協議をしながら見直し出来る地域については見直しをやってきたというふうな形で考えております。(発言するものあり) 年度当初の契約についてはちょっと厳しいかと存じますが、年度途中、また来年度からの契約については、その分は可能かと考えております。

○江口委員

契約変更は可能だということでもあります。それであるならば、なおさらしっかりと内部協議を重ねた上で関係部署会議等をやっていただきたいと思います。

その中で、資料を出していただいた中で、利用状況に関しても出していただきました。予約乗合タクシーに関して、前回、平成27年度の決算委員会に出していただいた資料をベースに出していただきました。利用頻度を見るとかなりバラバラなんです。100回までの利用が約95%。これについては、前回の資料とおおよそ変わりありません。前回のときには一番多い、表には出なかったんですが、2千回弱というのが一番多い回数だったんですが、今回は2601回から2700回という方がお一人おられます。このような方々の利用実態については、きちんと調査をなされているのかどうかお聞かせいただけますか。

○まちづくり推進課長

利用頻度の多い方々の状況につきまして、提出資料の利用頻度の多い10名の方に調査をいたしました。女性8名、男性2名でございます。年齢につきましては、60歳代が3名、70歳代が1名、80歳代が6名。居住地につきましては、筑穂地区3、二瀬地区が3、穂波地区が2、庄内地区が1、鎮西地区が1という状況であります。居住地とバス路線の関係から申しますと、居住地付近にバス停がない方が7名、居住地周辺200メートル付近にバス停があるが80歳以上の高齢の方が2名、居住地から主な目的地までバス路線がない方が1名。また利用曜日及び利用時間帯はさまざまでございます。主な乗降場所は病院、商業施設、民間バスのバス停となって

おりまして、一部の利用者の状況でございますが、このような状況を見ますと各地区で年齢やバス路線がない等のために病院や商業施設等へ日常生活維持のために頻繁にご利用いただいておりますように感じているところでございます。

○江口委員

このようなヘビーユーザーの方もおられるわけです。これだけの回数を利用すると、大体週に何回ぐらい利用される形になります。

○まちづくり推進課長

一番多い方で毎日という形になろうかと考えております。

○江口委員

そうなんですね。利用可能日数365日のうち、土日祝日を除いて年末年始、お盆を除くとなると大体250日なんです。一番多い方というのは年間で400回ぐらい使われていることを考えると、毎日1回以上使われているわけですが、片方で予約を断られるケースがあるのかどうか。その点に関してはどうですか。

○まちづくり推進課長

平成28年度の実績でございますが、全市合計で、予約を途中で取りやめられた件数として2700件、1日1台当たり約1件となっております。

○江口委員

その予約を断られるケースの中で、このようなヘビーユーザーが使われている方々の予約と絡む案件はございますか。

○まちづくり推進課長

予約につきましては8件分まで現在可能となっております。特定の利用者ばかり予約ができていんじゃないかという質問委員が言われますところでございますが、はっきりとしたことはご答弁できませんけど、予約乗合タクシーの予約件数につきましては、申し込みを受け付けた順に予約を入れております。当然、利用になられておられる方が先に予約をまとめて入れるということで、後から予約が入れづらいというケースもあろうとは考えております。予約を途中で取りやめられた理由が、利用回数の多い特定の利用者の予約のためだけとは言い切れないと考えております。なお、予約を受け付けております予約センターにおきましては、予約受付の際には、ご希望の時間にご利用できない方々につきましては、ほかの時間でのご利用をご案内する等、丁寧なご説明によって対応させていただいているところでございます。

○江口委員

では、2千回以上の断られた中で、ヘビーユーザーの方が先に予約が入っていたから断られたというケースはどのぐらいあるのかわかりますか。

○まちづくり推進課長

ことしの1月及び2月の利用状況及び予約状況を見ますと、利用の多い100人の平均予約件数は2.4件となっており、上位10人の7日分の状況では、7件の予約が22.8%、2件が17.1%、3件が15.7%、4件につきましても15.7%となっており、利用の多い方が予約を一度に多く入れる状況ではないと考えているところでございます。したがって、利用が多い方の予約が、ヘビーユーザーの方の予約が要因となって利用が入りづらいとは、一概には言えないんじゃないかという形で考えているところでございます。

○江口委員

お聞きしたのは、お断りされた方のうち、ヘビーユーザーが先に予約をしていたから取れなかったという案件はどのぐらいあるのかつかんでおられますか。

○まちづくり推進課長

申しわけありません。その点については把握はできておりません。

○江口委員

改めてそういうこともしっかり考えあわせて、利用の仕方を考えるべきだと思います。先にヘビーユーザーの方がおさえてしまって新しい方がエントリーできないのであれば、それはそのやり方を考えなくちゃ。最初の4回については確定だけれど、何回以上は、これは仮の予約ですよとやるとかね。いろいろなやり方を考えないと、利用者の裾野は広がらないと思ってます。現実には100回以下の利用が95%なわけですよ。66%が利用なしですよ、1万人近くおられても。また、予約乗合タクシーの乗合乗車件数、22ページの下の表で見ても、乗合人数が5人以上というのはほんのわずかです。ということを見ると、10人乗りのジャンボタクシーを用意すべきではないと思います。通常のタクシーで運用するほうが、タクシー会社のほうも楽ですし、そうすると運転士の交替も楽になりますので、そうすると、今、昼間の休憩を入れなくちゃいけないという。複数台があるときは、ずらしたりして対応したりはしてるんだけど、そういったところに関しても対応がやりやすくなります。ぜひ、そういったことを早期に考えていただきたいということをお願いしておきます。

○委員長

次に77ページ、地域振興費、筑穂ふれあい交流センター整備工事について兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

77ページ、筑穂ふれあい交流センター整備事業費についてお尋ねします。この整備内容についてどのようになるのか教えてください。

○まちづくり推進課長

工事概要といたしまして、筑穂庁舎2階を改修するものでございます。内容としましては、研修室を3部屋、倉庫を1つ、事務スペースを1つという形で筑穂庁舎2階を改修するものでございます。

筑穂ふれあい交流センター整備事業につきましては、庁舎を活用した筑穂地域コミュニティ拠点づくりとして、平成25年度から現在に至るまで、1階ふれあい広場、カフェ、高齢者の生きがいづくり、市民への貸し館スペースとして3階に多目的室、囲碁コーナー、運動教室、健康づくり機能等ホール機能として、また5階を多目的ホールとして改修を行ってきたところでございます。

今回計上しております改修内容は、2階部分の一部でございまして、今まで文書庫として使用していた後のスペースを有効活用するため、地域ふれあいの場となるよう、先ほど申しました研修室3部屋、倉庫1部屋、事務スペースとして、平成31年度から利活用できるように改修を行うものでございます。

○兼本委員

ということは、庁舎を活用した筑穂地域のコミュニティの拠点というふうにお考えなのかなと

いうふうに思うんですけれども、これは地域の声をいかした拠点づくりにはなっているのでしょうか。

○まちづくり推進課長

筑穂ふれあい交流センターにつきましては、筑穂地域の活性化策の一環として、平成２２年度から地域団体等と協議を進めてまいりまして、筑穂庁舎を活用した地域拠点づくりを行うこととなりました。まちづくり協議会や自治会等の地域の方々のご意見をお聞きしながら、若手ワーキング等の会議を重ねまして、現在まで整備を進めてきたところでございます。また、途中経過等につきましては、現在におきましても、筑穂地区まちづくり協議会や筑穂支部の自治会長会で定期的に報告または意見交換等を行っているところでございます。

○委員長

次に７８ページ、地域振興費、まちづくり協議会補助金について上野委員の質疑を許します。

○上野委員

７８ページ、地域振興費、まちづくり協議会補助金４１８６万７千円についてお伺いいたします。この補助金はどのような内容になっているのか、また配分方法についてお知らせください。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会に対する市の補助金に関しましては、人口や世帯数に基づいて各種団体に交付しております補助金を統合した地域向け補助金と、まちづくり協議会の事業に対する直接的な補助金の新たな支援費分等の補助金２種類がございます。平成３０年におきましては、先ほど申しました地域向け補助金統合事業費分はこれまでと同様でございますが、新たな支援費分につきましては全地区総額１２００万円を１３２０万円に増額をするとともに、これまで別予算費目で予算計上いたしました地域づくり支援員の雇用経費、ボランティア経費につきまして統合してまとめております。また、各地区の交付金額につきましては、各まちづくり協議会が策定しますまちづくり計画等に基づきまして補助金額を査定する中で、各地区の交付金額を決定しております。各地区の交付金額につきましては、各地区のまちづくり協議会が策定いたしました次年度取り組みとする事業内容及び経費を盛り込んだまちづくり計画に基づきまして調整等を行う中で、事業の必要性、優先順位、地域課題の効果等を検証しまして交付する金額を決定いたしております。そのため交付金額につきましては、計画内容や事業への取り組み状況が各地区で異なっておりますことから、地区により補助金額も異なっている状況でございます。

○上野委員

この補助金の増額について、どのように考えておられるか教えてください。

○まちづくり推進課長

各地区の来年度のまちづくり計画におきましては、新規事業の取り組みや実施効果が高い事業の拡充等、多く企画されております。これに伴いまして、各地区からの補助金の要求も多くなっております。また、各地区の代表者との懇談会や意見交換の場でも、補助金の増額要求が多くあっております。しかしながら、限られた予算の中で大幅な補助金額の増加は厳しいような状況でもございます。各地区で協働のまちづくりに効果的な事業が実施できるように事業内容等の精査、また、まちづくり協議会の方々との膝詰めの協議、調整等を行いながら適切に対応していきたいと考えております。なお、今後の補助金のありかたにつきましては、予算の枠組みや配分方法の再検討等の制度設計も含めまして、協働のまちづくりをさらに効果的に進められるように検

討、調整を早期に行っていきたいと考えておるところでございます。

○上野委員

協働のまちづくりを進めていかれる中で、地域の問題はできるだけ地域で解決していただくということについては、ある程度の責任も持っていただかなくちゃいけないと思いますし、それに伴って地域の問題、課題を解決していくためには、ある程度のやっぱり金額も必要になってくると思うんです。今、積極的にまちづくりに取り組んでおられる方々の意欲をそぐことがないように、来年度から交流センター化も進んでいくわけですから、この企画や計画についての審査や調整等については、年間複数回行っていただく等柔軟な対応をしていただいて、その都度その都度必要なものに関しては、採用を実施していただくというような仕組みづくりも必要だと思いますので、ぜひこれは早期に検討して実施していただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長

同じく 78 ページ、地域振興費、まちづくり協議会補助金について、坂平委員の質疑を許します。

○坂平委員

同じような内容でございますので、結構でございます。

○委員長

次に行きます。78 ページ、地域振興費、買物対策事業費補助金について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

買物対策事業費補助金についてお伺いいたします。新規事業として買物対策事業費補助金が予算計上されていますが、どのような経緯で取り組もうと考えられたのでしょうか。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会の活動に関しましては、地域課題をみずから解決する取り組みを推進しておりますが、各地区のまちづくり協議会におきましては、以前より高齢者の買い物支援が課題とされておりました。この課題につきましては、鯉田地区の買い物支援が先例となりまして、他の地区におきましても買物支援事業に取り組もうとする意欲が出てきております。市としましては、費用対効果の観点もございますが、今後の市全般のコミュニティ交通のあり方を検証していく 1 つの手法としても、また、市と地域との共通課題解決を図る事業としても、今回、従来のまちづくり協議会補助金とは別枠で補助金として予算計上いたしております。

○兼本委員

では、まちづくり協議会が買物対策事業に取り組む理由というのは実際あるのでしょうか。行政でできないのかなというふうに思うんですけど、どうなのでしょう。

○まちづくり推進課長

買い物対策支援につきましては、コミュニティ交通のあり方も含めまして、多種多様なご要望、ご意見を伺っております。このような住民ニーズを的確に把握し、そのニーズにこたえていく 1 つの手法としまして、地域の生活環境等をよりよく認識しておられる方々にご協議いただきまして、運行ルート等の運行計画を地域と我々市が一緒に立案していくことで、より住民ニーズに即した、各地区に適した買い物支援が実施できるのではないかと考え、まちづくり協議会でこの事業を実施いただきたいと考えているところでございます。

○兼本委員

それでは、想定してらっしゃる運行はどのような内容なのでしょうか。

○まちづくり推進課長

先ほど少し触れましたけれど、現在、既に運行を実施しております鯉田地区や1カ月間の限定のテスト運行を実施しています筑穂地区の状況がございます。それ以外に、穂波地区等8地区で買物支援施策を実施、検討をいたしているところがございます。その運行内容につきましては、鯉田地区をモデルとして検討を進められている地区が多く、運行区域は地区内、また、車両につきましては10人乗りワゴン車両、開催日につきましては、土曜日等の週末に運賃無料で定時定路線型の運行を試行的に行うという形で検討が進められております。実施期間につきましては、それぞれ地区ごとに異なりますが、年間大体5、6カ月を想定されているところがございます。

○兼本委員

次に、この補助事業なんですけど、今後の展開はどのようにお考えなのでしょうか。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会が実施する地区内運行につきましては、鯉田地区の例を見ても、運行内容が安定するまでの間、少なくとも2年、3年は継続する必要があると考えているところがございます。本事業の実施の結果、実証結果、検証につきましては、今後のコミュニティ交通のあり方を検討する際にも非常に有用だと考えておりますので、その辺りも含めまして、今後の展開を考えていきたいと思っております。

○兼本委員

では、先ほど、この事業はコミュニティ交通のあり方を検証していく上で1つの手法として行うというふうに答弁いただきました。先ほどから質問があっていました予約乗り合いタクシーというのが似たような事業なのかなというふうに思います。コミュニティ交通の中で、まち協によるこの事業と、予約乗り合いタクシーの違いといったものはどのようにお考えでしょうか。また、この事業で、例えばまちづくり協議会のこの事業のほうがいいんじゃないのということになって、検証していった結果、なった場合には、予約乗り合いタクシーはどのようになるのかなと。先ほど、毎日利用されている方もいらっしゃるということもありましたし、そういったところも含めて、どのようにお考えなのかをお示してください。

○まちづくり推進課長

現在、まちづくり協議会のほうで地区内運行という形で検討されている部分につきましては、先ほど申しました10人乗りワゴンにおきまして、定時定路線型におきまして運行を検討している状況でございます。また、予約乗り合いタクシーにつきましては、既に御存知と思いますが、予約受付センターで予約をしまして、タクシーでドアツードアという形で運行をしている状況でございます。そこら辺の違い等も当然ございますが、先ほど質問委員言われますように今回の地域運行、まちづくり協議会の定路線型の運行の状況と、また、予約乗り合いタクシー、そこら辺の利用者との兼ね合いもございますので、十分にその検証も含めまして、今後の予約乗り合いタクシーのあり方、また、地域内運行のあり方、相対的に考えていく必要があると考えておりますので、その点につきましては、今年度、来年度辺り検証結果を踏まえまして、当然、タクシー業界等もお話をする中で、よりよい公共交通のあり方を目指していきたいと考えているところでございます。

○兼本委員

ぜひ検証していただいて、よりよい方向に、買い物対策になるようにしていただければというふうに思っております。最後になりますけれども、この買物対策事業というのは、確かに地域課題ではありますが、大きく言えばこれ行政の課題になってくるんだと思うんですね。実際に、このまちづくり協議会が買い物対策を行った場合には、これは行政としても課題が解消できるよということで、ここに補助金をつぎ込んでいくといったことになると、例えばそれ以外の、8地区以外のまちづくり協議会がほかに事業をやっていくよといったときに、今回、別の事業費であてられていらっしゃるけれども、そういったところ、大きな地域の不均衡ができるのではないのかなというふうにも考えられますが、その辺りはどのように思われますか。

○まちづくり推進課長

質問委員言われますように、買物対策事業につきましては、従来からございますまちづくり協議会補助金とは別の事業で、今回、新たな補助の組み立て、制度設計を行っております。今回の買物対策事業のようなまちづくり協議会補助金対象事業とは別で事業を実施する場合につきましては、その事業を実施する地区と実施しない地区とで2つの補助金の合計金額が、差異が出てくるとことは当然認識しているところでございます。補助制度の適用や予算配分方法につきましては、地区間で不均衡の状況が生じないことが望ましいと考えています。支援施策の立案や制度設計等に鋭意取り組んでいき、12地区のそれぞれの地域課題に応じた、そういう補助制度も新たに考えていく必要があるかなと考えております。したがって、先ほども答弁させていただきましたが、早急にそこら辺の補助制度の制度設計につきましては、内部で詰めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

○委員長

同じく78ページ、地域振興費、買物対策事業費補助金について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

この補助金の内容なんですけれども、つまり、まちづくり協議会を運営主体として、車両の借り上げや運行業務委託等の経費を補助するという認識でよろしいでしょうか。

○まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

○上野委員

では、この運行を行うに当たって、どのような手順で行うようになるのか教えていただけますか。

○まちづくり推進課長

買い物支援の運行につきましては、各地区のまちづくり協議会で検討、実施されているところでございますが、事業実施までの流れとしまして、運行実施初年度におきましては、各まちづくり協議会で、担当組織、部会なりワーキング会議等をつくりまして、乗降場所、運行ルート、運行ダイヤ等の運行内容を検討して、運行計画案を策定するような運びとなります。また、まちづくり協議会の総会におきまして、予算が決定した後に運行事業者との契約や住民への周知によりまして、最終的に運行開始という流れという形で考えております。この手順に沿って作業をしますと、スケジュール的には7月から8月ぐらいからの運行というケースが多くなると考えているところでございます。

○上野委員

今、8地区で実施検討をされているということですが、この900万円余りの予算で、この8地区、全地区対応できるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

8地区のまちづくり協議会、既に検討等をしているところでございまして、我々職員のほうと協議する中で実施スパン、実施期間等も含めまして、今、質問委員言われますように900万円の予算の範囲内でそれぞれのニーズに合ったやり方についてお話をしているところでございますので、その点については可能という形で考えております。

○上野委員

ありがとうございます。今、このまちづくり協議会を運営主体としてということで、多分、恐らく周辺地域を想定されているんだと思いますけれども、実は中心市街地の活性化施策の一環として、民間にマンションを建設していただいておりますが、その住民の方々も実は歩いて買い物に行けないということで困っていらっしゃる高齢者の方がたくさんいらっしゃるんですよ。ですから、そのような声も丁寧に聞いていただくようにまずは要望しておきますとともに、この中心市街地の活性化については、飯塚市もここ数年にわたって大きな金額を投資してきました。その際に高齢者が歩いて暮らせるまちづくり、優しいまちづくりというのを大前提にしていた、大前提の一つだったと思うんです。でも、その大前提と現実の大きな相違というものの、これはもう執行部と議会も真摯に受けとめていって、これからの施策にもつなげていかなければならないというふうに思っておりますし、また、高齢化や免許証の返戻なども進んでいく中、この買い物対策については、いろいろなタイプの対策が必要になってくると思いますので、そこら辺もいろいろな自治体にアンテナを立てていただいて、研究をしていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長

同じく78ページ、地域振興費、買物対策事業費補助金について、坂平委員の質疑を許します。

○坂平委員

取り下げでいいです。

○委員長

同じく78ページ、地域振興費、その他の地域振興費について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

私で5人目になると思いますが、項目は。私のほうからは、まずはまちづくり協議会の予算につきまして、1200万円を1320万円に増額されたということと、各地区のまちづくり協議会においては高齢者の買い物支援が課題ということで、この買い物対策事業で別枠で予算をとったという考え方で理解しております。それに伴いまして、地域のまちづくり協議会補助金という総額もございまして、地域の問題、課題の解決のためにこの予算を計上されたと思います。今後、私も、ちょっと一般質問の際もお伺いさせていただきましたが、このような格好でやはり地域の問題、課題に対しての予算組みというのは今後も継続されていけるのでしょうか。その辺についてお答えください。

○まちづくり推進課長

先ほどもご答弁差し上げました。当然、今、活動初期から活動中期というまちづくり協議会の

ちょうど一番大事な時期でございます。先ほど来、お話があつていきますように、地域課題の解決に向けた精力的な、自主的な活動がふえてきている状況でございます。その中でやはり、行政課題といいますか、行政課題的な部分も当然多くございます。そういう部分につきましては、先ほどから申しますように、まちづくり協議会の方々と、当然お話し合いをする中で、内部でそういう部分の課題解決としての補助金として適正な部分につきましては、今後、そういう形の部分は内部で協議を進めていきたいと考えております。

○委員長

次に、79ページ、電算管理費、公衆無線LAN整備委託料について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

79ページの電算管理費、公衆無線LAN整備委託料2686万円について、質問させていただきます。まず、この事業に関しましては平成29年度にもされていると思うんですが、次年度再度行うということで、整備する場所及び内容についてお示ください。

○情報推進課長

公衆無線LANを整備する場所といたしましては、市からの情報発信力の強化と地域コミュニティの活性化等を図るため、また、災害時における情報共有手段としての活用が見込まれるため、来年度に交流センター化する12地区公民館と中央公民館を整備するものでございます。

整備の内容でございますが、各施設のホール及び会議室で公衆無線LANを使用していただくことを想定した整備といたしております。

なお、施設の建てかえが予定されております立岩、二瀬、鯉田につきましては、移設を前提とした緊急防災減災事業債が使えず、また、建てかえ時の建物内のLAN配線及び機器の移設費等市単独による財政負担がふえてしまうことから、建てかえまでの期間につきましては、レンタルプランによりホールで公衆無線LANを利用いただき、建てかえ時に同様の整備をいたしたいと考えております。

○永末委員

この無線LANの整備に関しましては、以前、一般質問のほうでも災害時の避難場所として地区公民館が使われることももしかしたらあるかもしれませんので、そういうときにやはり情報を取り得る体制をとるべきじゃないかというところで、こういったところを進めてほしいということもお話をさせてもらっておりました。今回、地区公民館に整備されるということで、大変応援したいなとは思っております。ただ、この運用、実際に整備されたあとの運用という部分がどうなっていくのかというのが気になる部分があるんですが、例えば今、地区公民館のほうのホールとか会議室に整備していくというふうな話だったと思うんですが、かなり大きな施設だと思いますんで、全域できちんと滞りなく使える状況がつくれるものなのかどうか、その部分をお示しいただけますか。

○情報推進課長

各施設におきまして、必要なアクセスポイントというものを、数をつけていきたいと思います。全館で使えるような形では考えております。ただ、壁等の問題で通りにくいところは出てくることは考えられますが、基本的には会議室とホールについては、必ず通るような形で整備したいと考えております。

○永末委員

7階のほうも無線LANのほう整備していただいて、タブレットもありますのでそれに繋いで使うこともあるんですけど、大勢の人数が一気につないでしまうとなかなか通信条件が悪くなったりとかいうことが実際生じておるんですが、そういった部分に関しましてはどの程度の人数利用とかまで想定されておるのかどうか、ありましたらご答弁ください。

○情報推進課長

1つのアクセスポイントに関しましては、大体50人前後ぐらいが使えるような形で考えておりますので、会議室でも大きい会議室の場合は2つつけるとか、そういった形で検討を行ってまいりたいと思っております。

○永末委員

ぜひ運用でしっかりとくふうしてやっていただきたいと思うんですが、後は先ほど答弁の中でもありましたけど、なぜ整備するのかというところで、情報発信力の強化とか地域コミュニティの活性化というふうなこともおっしゃられたかと思うんですけど、でありましたら整備をするコンセプトといいますか、目的がそこにあるのであれば、整備したはいいけど、それをどういうふうに使っていくのかということになってくるかと思うので、その辺り、そういった部分の今後の考え方、整備した後の考え方、どういうふうにそれを周知していくとか、そういった部分をお示しいただけますか。

○情報推進課長

まず、活用方法におきましては、先ほど質問委員が言われましたとおり、情報発信の観点から特定の市のホームページ等、特定のページにつなげていただくように設定しまして、市からの情報発信の強化につなげたいと思っております。また、地域拠点ごとに市のホームページとはまた別に特色ある情報発信が可能となりますので、そこそこの交流センター等での情報発信というのも可能になるような形で整備をしたいと考えております。あと広報につきましては、市報とホームページ、後は各交流センターとコミュニティセンターのほうにはわかるような形で掲示したいと思っております。

○永末委員

ぜひそういった形でお願いしたいと思います。今ちょっとわからなかったんですけど、市のホームページにつながるようにすることによって情報発信を促進していくということだったと思うんですが、そこをもう少し加えていただけますか、説明を。

○情報推進課長

市のホームページに最初にアクセスをしていただくような形で設定をすることは考えておりますが、具体的に今考えているのは市のホームページのトップページを想定はしております。ちょっとそれ以上はまだ今から検討していきたいと思っております。

○永末委員

例えばつながりますよね、Wi-Fiに。つないだら自動的にそのページに行くということなんですかね。

○情報推進課長

基本的には市のホームページのトップページに飛ぶような形で設定をしたいと考えております。

○永末委員

わかりました。実際に使ってみたいと思います。自分も地元の公民館とか行って、どんな感じになるのか。

当然、公衆無線なのでどなたでも利用できるというふうな制度設計にしていくのかなと思うんですが、セキュリティ対策等が今叫ばれている時代でもありますので、そういった犯罪もあっているというふうに聞いてますんで、接続方法を含めてセキュリティ対策をどのように運用されていくのかお示してください。

○情報推進課長

接続方法につきましては、少し手間がかかりますが、犯罪を抑止するという観点からSNSやメールアドレス等を利用した認証による接続を考えております。そのほかにも、セキュリティ対策として、利用者に安心してお使いいただくために、通信の暗号化や有害サイトへの接続を防ぐためのフィルタリング等、対策を行うことと考えております。

○永末委員

最後にします。無線LANを使うということで、ここに来ていただくということが前提になってくると思いますので、そういったものを含めて、ぜひとも、どうすれば地区公民館、今度公民館、いろんな移転計画等も上がってきてますし、拠点を整備していこうというふうな市の流れもありますので、そういったこの整備を、費用をかけますんで、費用をかけてしっかりと相乗効果的に人が集まってくる。そういったところまで、しっかりとコンセプトに置かれて業務を遂行していただくように要望します。

○委員長

暫時休憩いたします

休 憩 12:00

再 開 13:00

委員会を再開いたします。79ページ、電算管理費、公衆無線LAN整備委託料について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

同じく公衆無線LANの整備委託料でございます。私のほうから1点だけお聞きしたいと思います。

交流センターと中央公民館にこの公衆無線LANを整備するとのことですが、現在、防災、また観光等で全国各地、この公衆無線LANの整備が進んでおりますけれども、今後、ほかの公共施設等の公衆無線LANを整備する計画はあるのでしょうか。市として、整備の方向性についてどうお考えか、お聞きいたします。

○情報推進課長

現状におきましては、整備計画はございませんが、飯塚市地域情報化計画に掲げておりますので、交流センター等における利用状況や事業効果について分析するとともに、各課が取り組んでおります事業やその他本市が抱える課題解決等、効率的、効果的な活用について研究し、関係各課と協議をしながら、今後も公衆無線LANの整備について検討してまいりたいと考えております。

○委員長

同じく79ページ、電算管理費、公衆無線LAN整備委託料について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

ただいまご説明の中で、公衆無線LANの整備内容について、立岩公民館ほか3カ所については通信機器をリースでやるということでしたが、近年、通信機器というのは目まぐるしく性能も上がってきております。リースでのお考えはなかったのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○情報推進課長

今回の公衆無線LANの整備につきましては、先ほど質問にもありましたけれども、建てかえを予定している3カ所につきましてはレンタルプランにより整備を行う予定としておりますが、それ以外の場所につきましては、通信機器の買い取りで整備することを考えております。この整備することといたしましては、設置費用等も高額でありますので、今回はこの起債を活用することといたしております。この起債を活用する場合は、機器の買い取りが前提となっておりますので、買い取りでの整備を選択したものでございます。

○吉田委員

それでは、さきの同僚議員のご質問の中で、Wi-Fiを設定すると飯塚市のホームページに移るというご説明がありました。今現在、庁舎のほうでも1階フロア及び2階フロア辺りについてはWi-Fiの設置がされているはずですが、その状況についてご説明いただけますか。

○秘書広報課長

現在、1階、2階、8階は秘書広報課のほうで今年度整備しておりますが、先ほどのトップページ、飯塚市のトップページが出るような仕掛けにしておりますが、現在、調整中でございますけれども、本格運用を4月1日からということで整備、調整を進めております。

○吉田委員

ですよね。1階、2階に私降りて今調査したところ、簡単にアドレスの登録だけすればつながりましたので、その面どうなのかなと思ったんですけど。そこで、交流センターの設置についての要望になると思うんですけど、先ほど来、ホームページにつながるということなんですけど、地域のほうで交流センター、現在の公民館ですけどお問い合わせとかやっぱり多い順番とか順位とかいうのはデータで持っておられると思うので、ホームページのトップに行くよりはお問い合わせの多い順のところの一覧表の画面とか、地域に即したような形でご検討いただければと思いますので、その点についてはいかがでしょうか。

○情報推進課長

今回、公衆無線LANを整備いたします各施設におきまして、施設それぞれ、そういったトップページなり、質問委員が言われましたご質問が一番多いページに飛ぶというような設定のほうは出来ますので、今後、まちづくり推進課と地元の方と協議しながら、どういうページに飛ぶのがいいのかというのは検討してまいりたいと思います。

○吉田委員

最後に1つだけ、交流センターも地域によってさまざまですし、先ほどもご説明ありましたように会議室及びフロアについても面積が違います。2カ所ないし3カ所の中継地点というのもご検討なされておりますが、やはり利用者の状況とか会議室の状況を踏まえた中で、最大限度人数が利用されたときにどうなるのか。そこら辺を調査して設置していただくように要望して、質問

を終わります。

○委員長

次に、８３ページ、人権同和推進費、同和対策団体補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

８３ページ、同和対策推進団体補助金２２８４万４千円について、まず最初に、この団体の認定基準について、追加資料２９ページに出していただいていますけれども、説明を求めます。

○人権・同和対策課長

この交付要綱につきましては、同和地区における住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民みずからの教育水準、福祉の向上を図るため、人権同和行政と整合性を保ち、同和問題のすみやかな解決に資するための費用について、同和対策の推進に資する団体に対して補助金を交付するものとして、交付要綱をつくっております。ここでの団体の補助金につきましては、補助申請が出たものにつきまして審査をさせていただいておりますので、要綱に該当する事業をされ、かつ団体として組織されたものをここで言う推進団体として認定をした上で、補助金を交付しております。

○川上委員

これをつくったのはいつですか。

○人権・同和対策課長

平成２７年７月１３日付です。

○川上委員

該当団体及び平成３０年度予算計上した補助金額は幾らか、お尋ねします。

○人権・同和対策課長

団体としては、部落解放同盟飯塚市協議会と全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会の２団体になります。平成３０年度の補助金予算額は、部落解放同盟飯塚市協議会が２０３０万４千円、福岡県連合会飯塚支部協議会が２５４万円となっております。

○川上委員

平成３０年度財政援助団体の対象に部落解放同盟を上げています。監査事務局、監査委員は、その活動について、追加資料の３７ページでその内容を紹介しているわけですが、この間、部落解放同盟の補助金について、監査委員は主管課、人権・同和対策課に対してどういう意見を提出してきたか、お尋ねします。まず、平成２４年１２月提出分からお尋ねします。

○監査事務局長

ただいまお尋ねの平成２４年度の監査結果につきましては、意見としまして４点、主管課のほうに指摘をしております。

まず１点、補助金交付要綱の整備について。部落解放同盟飯塚市協議会補助金につきましては補助金交付要綱等が整理されていません。このことについては、前回の監査においても指摘したのですが、補助対象事業及び補助対象経費等について、要綱等の整備を図ってください。

２番目、予算及び事業計画について。市は、補助金交付申請書に添付された予算書及び事業計画書に基づき補助金の交付を決定しています。予算書では３２０万円の研修費が計上されていますが、事業計画書には研修会等への参加について派遣予定の研修会名が記載されているのみで、

研修会の開催場所、開催期間及び派遣人数等についての記載がありません。ところが、実績報告書には、事業計画にない研修会等への派遣が報告され、研修費総額は106万260円増の426万260円となっていました。事業計画の大幅な変更については理由が報告されておらず、このことから当初事業計画が適切であったものか判断ができません。補助金申請に係る予算書及び事業計画書については事業遂行の基本となるものです。適切な計画を立てるよう指導を行ってください。

3番目、実績報告書等について。第63回全国人権同和教育研究大会について、補助金実績報告書の活動報告では第64回と記され、また補助金交付申請書の事業計画については、第61回と回数を錯誤していました。また、第55回全国青年集会には会員5名を派遣していますが、活動報告書では6名となっており、出席者数が異なっていました。実績報告書等の収受の際は記載事項の確認を徹底してください。

最後に4番目として、旅費規程に定める日当について、補助事業者が定める旅費規程の旅費一覧表では、県外出張に対する1日の手当は一律3千円と規定されています。この手当については補助の対象としており、飯塚市職員の日当が1200円であることから、この額以上を補助対象とすることについては疑義があります。この手当の額が適当なものか、補助事業者と検討してくださいという、以上4点について指摘をしております。

○川上委員

市長、今聞いてわかったと思いますけど、補助金交付要綱の整備については前回、ですから、平成22年にも監査は指摘をしておったのに重ねて指摘をせざるを得ない事態があったわけです。そこで、これはどうなっていくかについて見る必要があるので、平成26年11月提出分についても紹介してください。

○監査事務局長

平成26年度指摘事項といたしましては3件となっております。

まず1件、補助金交付要綱の整備について。部落解放同盟飯塚市協議会補助金については、補助金交付要綱が整備されていないため補助の対象となる経費が不明で補助金執行の正統性を判断できません。補助金交付要綱を整備して補助対象経費を明確にしてください。

2番目、郵券管理について。郵券を購入していますが、受払簿が整理されていません。郵券は現金に準ずる取り扱いが求められますので、購入枚数、使用枚数、使用目的、使用者名等を明記した受払簿を整備するよう指導してください。

3番目、日当について。研修会等の県外出張において、1日の手当として3千円を支給していますが、飯塚市職員等旅費条例で定める一般職員の日当が1200円であることから、全額を補助対象とすることに疑義があります。補助の上限額について、補助事業者と協議してください。以上3件を指摘しております。

○川上委員

前回指摘事項が重ねて指摘されているわけですが、直近は平成28年度12月提出分ですね。これの内容を紹介してください。

○監査事務局長

平成28年度の監査につきましての指摘事項として、こちらは3件となっております。

まず1点目、補助対象経費の明確化について。前回の監査結果で指摘しておりました補助要綱

の制定と補助対象経費の明確化では、飯塚市同和対策推進団体補助金交付要綱が平成27年7月13日に制定されていますが、現行の補助要綱では補助対象経費があいまいとなっており、依然として改善されていません。補助事業の正当性を確保する観点からも補助対象事業を明確にしてください。

2点目、出張旅費、宿泊費の精算について。当該団体の旅費規程第2条及び同規程の第3条の規定により、出張旅費及び宿泊費を支給するとされています。しかしながら、会計規程第3条では、出張旅費精算書の伝票が添えつけておかねばならずと規定されていますが、出張旅費等の精算処理が行われておりませんでした。出張旅費等の精算処理を行うよう補助事業者に指導してください。

3、食糧費の支出について。事務所費及び事業費の一部において、食糧費が補助対象額として支出されていました。食糧費は、当該団体の自主財源で対応すべきと思料します。補助事業者に対し、適正な会計処理を行うよう指導してください。以上3点を指摘しております。

○川上委員

これに対して、本市はどういう対応したのか、していないのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

団体が行う事業につきましては、年間事業計画、事業実績等の内容等を基に補助金交付要綱第3条の補助の対象の3つの項目に該当しているという担当課の判断のもとで補助金交付をしております。この指摘を受けましたことにつきましては、現在の交付要綱の補助対象経費をさらに明確化することについては、今後も引き続き調整してまいりたいと考えております。

○川上委員

監査委員が直近で指摘したのは、平成29年1月11日なんです。これに対して措置の状況というのがあります。今課長が答弁したこととは少しニュアンスが違う。この監査委員の指摘によれば、主管課は、ご指摘のとおり補助対象経費を明確化した内容となるように要綱を改正しますと書いているわけです。今、課長は、さらに明確化という言い方をしました。明確化になっているのではないかとニュアンスがこもるでしょう。このとき、監査委員が把握したあなたの方の措置の状況、意見について、今の課長の内容と食い違うと思うけど、どうですか。

○人権・同和政策課長

対象事業については3項目で該当で記入しておりますので、今回、補助経費の明確化ということについては調整してまいりたいということで考えております。

○川上委員

要綱をつくりなさいと、つくるべきだという指摘は、補助対象事業と補助対象経費を明確にするためにと言ったんですよ。ところがあなた方は、先ほど言った27年に要綱をつくったんだが、1、2、3、極めてあいまいなんです。だから、監査委員は重ねて、要綱はつくったけどもあいまいじゃないかと、どうにかしなさいよという指摘をしたら、昨年1月19日の書類によれば、明確化した内容となるよう要綱を改正しますと言ってるわけです。それで、それを明確化した上で今回予算計上したのかどうか、そこを明らかにしてください。

○人権・同和政策課長

先ほども答弁いたしましたけど、年間事業計画、事業実績等の内容を基に補助金交付要綱第3条の補助対象の3つの項目について該当しているかどうかの審査を行って補助金を交付しており

ます。

○川上委員

じゃあ、部長に聞きましょう。補助対象事業と経費を明らかにするために要綱をつくるようにという指摘があつて——、大丈夫、じゃあ市長に聞こう。そういう監査委員の指摘があつて、そういう目的でつくれという指摘があつて、要綱をつくりました。つくったんだけど、監査委員は、重ねて明確ではないと。目的のように足りない要綱をつくってしまっているという指摘なんですよ。ここを1年もたつて、何も手を入れないで、今回予算計上してしまっているわけですよ。このことについて、市長、どう思いますか。

○市民協働部長

監査の指摘につきましての回答につきましては、補助対象経費を明確になるような要綱の改正という回答をいたしておりますけれども、この回答が正しかったかどうかというのは、適切だったかどうか、ちょっと疑問が残るところでございますが、担当部署の考え方といたしましては、補助金、市の財源であります補助金を充当すべきでない以外の事業につきまして、会員さんの会費、そこで賄えない事業につきまして補助しておりますので、この明確化というところが、どれだけ明確化できるかというのは難しい面もございますけれども、そういった考え方で補助金を出しておりますので、3条で規定しております補助対象事業に充当していただいております。

○川上委員

そういうこと聞いてないでしょう。監査の指摘を明確化をすることと聞いたんですよ。言ったんですよ。これに対して監査委員は、あなた方から要綱を改正しますということと言われて、その気になって報告書を書いて市長に出してるわけじゃないですか。その要綱改正をしないまま予算計上していることについては、おかしいんじゃないのかってことを今言ってるわけですよ。これについて答弁してください

○市民協働部長

ですから補助金、これ説明不足かもしれませんが、補助金の考え方といたしましては、具体的に言いますと上部団体への負担金とか慶弔費、先ほどご指摘を受けましたけれども食糧費等の問題がございますけれども、本来的に市の財源であります補助金を充当すべきでない事項につきまして、会員の方々の会費で賄えない事業費に対して補助しておるわけでございます、その経費そのものを具体的にどういった形で表記するかというところになりますと、今3条で挙げております3つの表記しか今のところ現在、思い浮かんでおりません。具体的にこれをどういった形で補助金の対象経費を明記するかという問題につきましては、言われますように明記できればよろしいですけれども、可能な限り詳細について詰めるような形で調整はしていきたいと思っておりますけれども、補助金の交付の対象経費の考え方が、先ほど私が説明しましたような状況で補助金を交付しておりますので、3条でいう3つの項目に該当した事業といった形での補助金でございます。

○川上委員

今、同じ答弁を2回したんだけど、この答弁を解説するのは難しいよね。だから、1つは監査委員の指摘を受けて要綱をつくらと言ったんだけど、それはやる気がないことを監査委員に報告したという最も罪の重いことを本市の幹部がしているという答弁ですよ。

それから、もう一つは、監査委員よりも怖いものがありますと、監査委員の指摘よりも怖いも

のがありますということを今言ってるわけですよ。何が怖いのか今から聞きます。要綱の中に同和地区という言葉がありますよ。同和地区における住民の云々とある。本市に同和地区があるのですか、ないんですか。

○人権・同和政策課長

ここでいう同和地区につきましては、同和対策事業を対象にしたことがある地域ということで判断しておりますので、今、法律がない以上、同和地区はありません。

○川上委員

その認識はいつ持ったんですか。

○人権・同和政策課長

法が平成13年度で切れておりますので、その後になります。

○川上委員

これを作ったのは27年ですよ。法が切れて、同和地区が本市にはないと認識を持ってから、何年たってからこれはつくったんですか。そうすると、3行目に同和対策の推進に資する団体というのが今度の補助金対象者ですよ。この同和対策というのは何のことですか。

○人権・同和政策課長

同和地区を自立支援する活動になります。

○川上委員

同和地区はないと自分で言ったじゃないですか。どういう意味ですか。

○人権・同和政策課長

先ほども言いましたように、同和事業を実施した地域ということでは認識しておりますけど、要綱の中では行政として、同和地区自立支援推進活動という表現でしております。

○川上委員

そうすると、本市には存在しない地域のために、自立だとかを口実に活動するからと言って、架空の活動をする団体に補助金を出しましょうというのがこの要綱ということになりますね。市長、違うかな。

○人権・同和政策課長

団体の補助金でありますので、補助申請が出たものにつきまして審査をさせていただいて、補助金交付要綱に該当する事業をされ、かつ団体として組織されたものを推進団体として認定したうえで補助金を交付するような形になっております。

○川上委員

既に市長、この要綱というのがまやかしのものだという、解放同盟に好きなだけ補助金をやるためのまやかしの要綱にすぎないことがだんだんわかってきたと思います。どうしても飯塚市は、この本市に同和地区があると決めつけたい。言葉ではそういうものはないというふうに言うんだけど、それは別の姿でも明らかでしょう。前から言っているでしょう。同和対策施設条例、別表の中に、あなた方の言葉で言えば同和地区を類推させる別表がありますと。これは本会議で一般質問でも指摘したんだけど、これもうただちに廃止して、必要なものは一般条例で対応するべきではないかと思うけど、どうですか。

○人権・同和政策課長

先日の議案質疑の部長答弁でありましたように、改めるところは順次改めていきたいと考えて

おりますので、改正に向けて協議してまいりたいと考えております。

○川上委員

どういう、だれと何の協議をするんですか。

○人権・同和政策課長

関係団体になります。

○川上委員

この問題で部落解放同盟とどういう協議をかさねてきましたか、この１０年間。

○人権・同和政策課長

この問題につきましては、平成２７年６月２日の総務委員会で指摘を受けた後から協議をいたしまして、条例の一般化につきましてはの関係団体との協議につきましては、平成２８年以降３回ほど実施しております。担当課といたしましては、部落地名総監の問題が起きている中で、条例に施設の所在地及び名称が掲げられておりますことから、情報保護の関連から改正をぜひとも実施したい旨を伝えて協議を行っていますが、関係団体との協議がととのっていない状況があります。

○川上委員

そういう地域名を明らかにすることについて大反対をしてきた一つの勢力が部落解放同盟中央じゃないですか。飯塚の部落解放同盟は解放同盟中央の方針に反対なんですか。

○人権・同和政策課長

この協議の中で、市の提案について理解を得ていない状況でございます。

○川上委員

わかりました。この一般条例化の妨害をしておるのが部落解放同盟だということがわかりました。

それから、旧地域改善対策特定目的市営住宅、全管理戸数の１割近い約３３０戸があるんですけれども、そのうち９０戸におよぶ空き家があります。現在は一般住宅となっているのに、特別法がなくなり、国土交通省の通知が出た平成１４年度以降も一般空き家募集をせず、部落解放同盟の推薦優先入居とし続けて、入居実績もうほとんどないんです。これは公営住宅法にも、市営住宅条例にも違反する状態だと皆さん承知の上で意図的に継続し、また、そのために住宅使用料収入を妨害している。いつになったら是正するのか、お尋ねします。

○住宅政策課長

委員のおっしゃられるように国の特別対策は平成１３年度末をもって終了することになりましたが、依然として住宅にかかる地域の実情や施策ニーズがある場合には平成１４年度以降につきましても一般対策にくふうを凝らし、対応するものであるという国の通知もあることから、本市におきましても旧地域改善対策住宅の優先的入居を全て廃止することは厳しい状況と判断しているところでございますが、関係団体と協議してまいりたいと考えております。いつまでというご質問でございますけれども、今後も誠意をもって関係団体と協議をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員

それは国の見解をあえて意図的に読み違えているんですよ。それは、旧特定目的住宅を引き続き今までと同じように解放同盟だとかに窓口一本化で優先入居させましようなんてことはないで

しょう。真に住宅に困窮する所帯に対しては、きちんと手当てをしましょうねというだけのことじゃないですか。だから、本当に困っている場合は、例えば火災にあいましたとかいろいろあるでしょう。市営住宅のどこにでも、予定をしておるところに入ることができるじゃないですか。だから、困っている人は、あなた方の言う旧同和住宅に入らなければならないとかいうことはないわけです。本当に困っている人は自分の仕事や暮らしを成り立たせる、子育てを成り立たせるために必要なところに入居を希望したらいいわけです。それは既に福岡県だってポイント制とかやっているじゃないですか。困っている人の困り度に応じた対応を。あなた方はそういう仕事を放棄しておいて、さぼっていて、解放同盟に不動産業者でもないのに330戸の管理をまかせて、実際の入居者はいない。住宅使用料は入らない。こんなことを、なぜ続けるんですか、こういうことを。これを改善できない理由を教えてください。

○住宅政策課長

繰り返しの答弁になるかと思いますが、現行、旧地域改善対策住宅につきましては、団体の推薦を得た上で、通常の一般公募と同様の手続を踏んで入居をしていただいている状況でございます。今後も関係団体と協議の場を持ちまして、調整を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いします。

○川上委員

今、国政のレベルで森友学園問題とか、公務労働者の仕事の仕方が厳しく問われているわけです。法律に基づいた仕事をしようじゃないかと問われているでしょう。なぜ法律に基づいた仕事をしないんですか。法律より怖いものを自分たちが育てて、そこに補助金まで渡す。こんなこと許されるのかと。私は、監査事務局はきょうの人権同和の担当と住宅の担当の課長の答弁について、正しく監査委員に報告してもらいたいと思うけど、答弁を求めます。

○監査事務局長

ただいまの答弁の内容につきまして、監査委員のほうにご報告をさせていただきます。

○川上委員

ところで、新市発足後の、本市がこの団体に支出した補助金の総額は幾らになるか、予算ベースで平成30年度まで。お尋ねします。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟飯塚市協議会への平成18年度から平成30年度までの補助金の累計につきましては、予算ベースで4億1911万8千円になります。全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会につきましては、予算ベースで4221万円になります。

○川上委員

片峯市長、4億7千万円近いお金が、本市発足から12年ですから、監査委員がいつから指摘し始めたかを考えれば、少なくとも平成22年からです、少なくとも。8年間。本市は監査が指摘し続けている、四度にわたって指摘していることにまともに答えないで、予算計上を繰り返して、その額が今言った額になったわけですよ。これについて、異常さを感じるのは当然だと思います。今回の予算計上はその一部をなすものです。予算を削除しませんか。市長の答弁を求めます。

○市民協働部長

補助の対象事業につきましては、先ほど私のほうが答弁させていただきましたとおりでございますけれども、同和問題の解決に向けた自主的な研修、研究集会等への参加等の事業に対して補

助を出しております。合併当初の話から言いますと、当初、たしか6千万円前後の補助でございましたものを、年々縮減をさせていただいております。今後も、いろいろご異論もあるかとは思いますが、対象事業費の適正化につきましては、逐次協議を重ねながら適正な補助の執行に努めてまいります。

○川上委員

片峯市長、法律違反状態を、今、続けているんですよ。それから、あなたが任命した監査委員、議選の監査委員が指摘した事項にも違反した状態をずっと続けているわけですよ。そして、先ほど言ったような4億7千万円の支出が、そういう状態の中でずっと予算計上されている。これでよいのかと聞いているのに部長はああいう答弁だから、構いませんという答弁をしているわけですよ。法に反しようが、監査委員の指摘によって改善ができなくても平気だと言っているわけでしょう。こういうときに市長がイニシアチブを果たさないでいつ果たすんですか。答弁求めます。

○市民協働部長

私から繰り返しの答弁になりますけれども、担当部署といたしましては、適正な補助というふうな形で、判断を出しております。言われますように、監査からの指摘に対して回答が適切だったかという問題もありますし、それに対して善処するよううごきがされてないことは事実でございます。そのところも含めまして、どれだけ補助要綱そのものを整備できるかというのはちょっと今はっきりは申し述べられませんけれども、はっきりとした補助対象経費ができるような形での要綱の整備については、今後も調整させていただきたいと思っております。

○川上委員

市長、副市長が決意を表明しないから、部長がますます誤った答弁を繰り返しているでしょう。監査委員が好き勝手にこういう措置の状況とか書くわけないんですよ。執行部が協議の上で、決裁して、監査委員にこういうこと、措置をしますと言っているに違いない。今の答弁はそれが間違っていたんではないのかなとか言い始めたんですよ。決裁を書きかえるって、どこかで聞いたようなことを今公然とここで言っているんですよ。市長、あなたがきちんと責任を持って法律を守る。それから、監査委員の指摘をしっかり受けとめて改めると、予算を削除するという答弁をここでしなきゃ、いつするんですか。答弁求めます。

○副市長

先ほど来、担当部長が答弁しておりますけど、監査委員の指摘については、当然、もう一度、今まだやっておりませんので、もう一度内部で検討して、監査事務局とも協議しながら、監査委員の指摘に対応してまいりたいとは考えています。ただ、予算の取り下げにつきましては、そういうことは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○川上委員

矛盾があるでしょう。監査委員の指摘を受け止めると言っているんだから。少なくともあなた方の論理から言っても、自分が任命した監査委員ですよ。それと議選ですよ。その指摘にしたがって改善するというわけですから、それが改善するまで予算はおろすべきですよ。あなた方の論理から言っても、少なくともそれが終わって計上をするかどうかを考えて当たり前じゃないですか。違いますか。

○副市長

ご指摘もわかりますけれど、今、先ほど答弁しましたように、改善に向けて協議をしていきま

す。それでととのって、監査委員のほうに提出されれば、予算の執行も考えられますので、今回の予算についてはそのまま計上させていただきたいと考えております。

○川上委員

そしたら、同和対策施設条例のほうはどうですか。これも法律違反ですよ。人権にかかわる問題だ、これは。これはどうですか。部長は見直したいと言っていますけど、副市長はどうですか。

○副市長

その件につきましても、見直しの方で、担当部長言っておりますように、一緒になって見直しをやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○川上委員

そしたら、これも法律違反と言いました住宅。公営住宅法と市営住宅条例に違反していますよね。投げ出しているんだから。空き家募集もしないんだから。これを、改善を今求めたけど、課長はどうしていいかわからないという答弁をしたでしょう。副市長、ずっと流れがありますから答弁求めますよ。

○副市長

住宅課長申しましたように、関係団体とも協議しながら、今までそういうことでやってきておりますので、協議しながら是正しなくてはいけないところは是正してまいりたいと考えております。

○委員長

川上委員にお願いいたします。質疑が予算審査外に及んでおりますので、質疑については予算審査の範囲内でお願いいたします。

○川上委員

本市が貴重な財源を、架空の、現実に基づかない架空の要綱を頼りに、じゃんじゃんお金を出そうとしているわけですよ。そのお金を出す相手がどういうことをしているのかと。市の行政の妨害にしかかっていないということを、2つの例を挙げて言っているわけです。ですから、関係のないことはないわけ。それで、私は市長が20日までにこの団体補助金の予算を削除するよう求めて、この質問を終わります。

○委員長

次に、83ページ、人権同和推進費、同和対策推進団体補助金について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

この補助金の支出ですけれども、あなた方、関係団体に対しては行政の補完業務ということで、この補助金、まず自信を持って支出をされているのかどうか、お尋ねいたします。

○人権・同和政策課長

この補助金につきましては、人権教育啓発推進法の第5条で、地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携をはかりつつ、その地域の実情を踏まえ人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し及び実施する責務を有すると、地方公共団体の責務が述べてありますので、行政では十分にできないものについて、関係団体に補完業務をしていただいておりますことから、補助金を交付しております。

○上野委員

この金額を計上されていることについては、あなた方、自信を持って計上されているんですかとお聞きしているんです。

○人権・同和政策課長

交付要綱に基づき適正に計上しております。

○上野委員

確固たる自信はないわけですね。

○人権・同和政策課長

この補助金が妥当であるということで計上しております。

○上野委員

今るご指摘があっております。監査委員からも何度も指摘を受けておることについては、最終的な合意に向けての協議は、これやっていたかなくてはいけないわけですよ。最終的な合意に向けての協議の経緯なども、きちんとそれは議選なり、また、市長が選ばれた監査委員についても、きっちり報告していきながらやっていかないと、今聞かれてる方々、何もやっていないじゃないか、この10年間、と思われていますよ。あなた方がやっていけない行政の行為を補完していただいているわけですから、ある程度話し合いは必要だと私は思いますよ。だから、その経緯についてもきちんと報告できるような形で今後ともやっていただきたいと思います。その点いかがですか。

○人権・同和政策課長

今、質問委員が言われるように、それについてはやっていきたいと思っております。

○上野委員

それは必ずやらしてもらわなくていけないと思いますし、また、行政の内部でいろいろ文言の整理等、やらなければいけないこともご指摘が多々あっておりましたので、この点についてはあなたの方の中でやることは早急にやってください。これ約束していただけますか。

○人権・同和政策課長

ご指摘の点につきましては、早急に対応してまいりたいと考えております。

○委員長

同じく83ページ、人権同和推進費、集会所等整備事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

83ページの人権同和推進費、集会所等整備事業費について、この推移と計画について、お尋ねいたします。

○人権・同和政策課長

ここで言います同和地区集会所につきましては、34カ所ございます。そのうち、自治公民館併用の17カ所のうち、平成27年度で飯塚地区の3カ所を移譲しております。平成28年度につきましては、飯塚地区の1カ所を移譲しております。また、平成29年度、本年度につきましては飯塚地区1カ所、あと予定といたしまして、31年度で庄内地区1カ所を移譲を予定しております。

○委員長

次に、84ページ男女共同参画推進費、地域女性活躍推進事業費について、光根委員の質疑を

許します。

○光根委員

８４ページ、総務費、男女共同参画推進費、地域女性活躍推進事業費、この中に女性活躍応援事業とあります。３４４万６千円、県の補助が２分の１ということで、具体的にどのような事業を計画されているのでしょうか。教えてください。

○男女共同参画推進課長

本事業につきましては、第２次飯塚市男女共同参画プランに盛り込んでおります女性活躍推進計画に基づき実施するものでございます。平成２８年に実施いたしました飯塚市女性の労働状況に関する事業所調査の結果を基に計画いたしております。本調査の結果では、本市の事業所は常用労働者が３０名以下の事業所が多く、また、人的、財政的余裕がない状況から、女性活躍推進の取り組みを実施する事業所が少ないことを確認しております。この状況を改善するため、事業所への啓発、支援の一環としまして、市民、事業者等と連携しながら事業を実施することとしております。

具体的内容としては４つの内容を企画しておりまして、まず１つ目に、経営者及び管理監督者の育成、マネジメント能力を向上させるためのイクボス養成マニュアルの作成。２つ目として、このマニュアルをテキストとして活用いたしまして、経営者、管理監督者を対象といたしましてマネジメント研修の実施。それから３つ目に、その取り組みを広めるための実践発表会の開催。４つ目として、取り組みの先行企業の事例や各種研修会、またセミナーの案内等掲載いたしました情報誌の作成を計画しております。また、この一連の取り組みにつきましては、民間事業者の専門性や経験、ノウハウ等を活用いたしまして、実効性と効率性を高めるために、業務委託による実施を考えております。

○光根委員

市内事業所において女性活躍推進が進んでいないとのことですが、事業所での女性管理職の割合はどのようになっていますか。

○男女共同参画推進課長

市内事業所における女性管理職の登用の状況につきましては、平成２８年度に市内千事業所を対象に実施いたしました飯塚市女性の労働状況に関する事業所調査では、係長以上の管理職に女性を登用している事業所は３６．３％という結果でございました。しかしながら、女性管理職を登用していない事業所の割合は全体の４３．８％となっておりまして、また、女性管理職を登用している割合が１０％未満の事業所の割合も含めると、４８．１％という結果となっております。このことから、市内事業所における女性管理職の登用は、十分な状況ではないと考えられます。

○光根委員

今回の事業に関しまして、今後も継続して実施されるでしょうか。

○男女共同参画推進課長

今回の事業につきましては、本市の女性活躍推進計画の中の重点目標の１つであります「働く場における女性の活躍促進」に基づく取り組みでありますので、本事業実施後、その成果と課題を確認いたしまして、今回の事業の成果物として考えております先進事例等を掲載しました情報誌を活用しながら、事業所への啓発を進めていきたいと考えております。

○委員長

次に８７ページ、諸費、防犯対策事業費について、坂平委員の質疑を許します。

○坂平委員

ＬＥＤの防犯灯の借上料、この内容をちょっと説明してください。

○防災安全課長

飯塚市に設置しております防犯灯につきましては、平成２５年度に１０年間のリース方式としたＬＥＤ防犯灯導入事業を実施し、自治会と市がそれぞれに維持管理を行ってございました防犯灯合わせて１万１８６２灯を蛍光灯からＬＥＤへ交換をいたしております。このリース料が全体で２億４０３９万５千円であり、平成２６年度から１０年間、毎年約２４０４万円を計上しております。その後の設置分につきましても、設置の翌年度からの支払いとしたリース契約を行い、平成２７年度は７９灯、９年間リース料約１８８万円で、毎年２０万９千円。平成２８年度は７９灯の８年間リース料約２０４万８千円で、毎年約２５万６千円、平成２９年度は６０灯の７年間リース料約１３６万円で、毎年約１９万４千円。平成３０年度の見込みとして、８０灯の６年間リース料約１５５万５千円で、毎年約２５万９千円と、鎮西小中一貫校の通学路分としまして６０灯の６年間リース料約１１６万６千円で、毎年約１９万５千円を合わせた２５１５万３千円を予算計上いたしております。

○坂平委員

今説明されましたけど、一番当初は１万４千基の灯具を設置されるということで予算を積み上げたと思うんですよ。これは平成２５年から事業が進められて、この段階で１万１８６２基設置をされていると思うんですよ。一番当初の予算の積み上げが灯具、取り付け金具、取り付け工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、通常分の移設新規分、撤去処分費、水銀灯の撤去、リース経費、維持管理費ということで合計金額を出されてると思います。このときの１台当たりを換算すると、１万７４３４円という数字が出てると思うんですよ。これをそのまま推移されて、この１０年間ずっと行くのかなと思ったんですけども、一番最初の初期が１万９３０１円で実際に実施されておると。この内容の説明を聞きましたけど、この１万４千基に対して１台当たりの単価を割り出してると思うんですよ、一番当初は。ところが、年々、１台当たりのＬＥＤの防犯灯、これの設置の単価が１年１年違うんですよ。その１年１年違う要素はどこにあるのか、ちょっと教えていただけないですか。

○防災安全課長

平成２５年度にプロポーザルをした際には、１万４千灯を交換するという事で提案を受けております。実際には、自治会等でそのまま蛍光灯でいいよというようなところとかありまして、２１００本ほど少なく実際の設置に至っているところがございます。先ほど質問委員が言われました金額ですけども、単純に灯数で割りますとそういう形にはなりますけども、維持管理等、その灯数が減ってもなかなか人件費なり、マッピングシステム費等減額とらない部分もあり、それから、この事業が地球温暖化対策推進補助金を環境省から受けて行っておりますので、その分を含めましたら、先ほどの金額よりも１灯あたりは若干上がるようにはなるところです。しかし、質問委員が言われますように、１灯当たりの単価で割りますと年々差異が生じております。その主なところを申しますと、リース料の積算の中には、器具費、それから九電に申請します申請費、また設置に伴います施工費、また業者等の維持管理費等、そういうもので積み上げておられ

ますけども、器具費につきましては、２５年度の設置分では約１万２千ほどの大量発注をしたこともあり、低価格で器具等が調達できております。また２６年度以降は、大体８０灯以下ぐらいということで、器具等が２５年度設置よりも高額な金額での納入ということで、金額の開きがあります。また、申請費につきましては、２５年度のものに関しましては、ほとんどが蛍光灯からＬＥＤの交換ということで申請費が安価でありましたけども、２６年度の設置以降のものにつきましては、新規申請というところで費用が高くなっております。また、施工費につきましては、灯数が減って下がる部分もありますけども、それが１灯当たりの単価がキープしながら下がるというのではなく、若干減額になっておりますけども、１灯当たりの単価が少し下がっている原因にもなっております。また維持管理費につきましては、１万４千灯を当初管理するということでの提案を受けておりましたけども、約１万２千灯ほどを管理してもらっております。これは先ほども申しましたけど、人件費、またマッピングシステム費等は２千灯ほど減っても減額はできないというところで、しかし、２６年度以降のリース料に関しましては、契約の年数も期間が短くなってきますので、若干減額とはなっております。具体的に要所だけ申しますと、２５年度から２６年度に向けては、器具費等の発注灯数が減ったために増額、申請費は新規になり増額ということで若干増額をいたしております。２６年度から２７年度に関しましては、器具費の在庫が若干あったため、器具費はありましたけども、器具費の総数が７９灯ということで増額になっております。また、２７年度から２８年度の比較ですけども、リース期間が短くなるため、維持管理費等が若干減額、そして２８年度、２９年度もリース期間、そして灯具等が１４０灯を見込んでおりますので、若干灯具数もふえておりますので減額となっているところです。

○坂平委員

今、一所懸命説明をされてますけど、基本的に私が内容を見て言っているのは、一番初期に１万４千台を設置しますよということで公募をされて、その中で１万１８６２基設置をしたわけですよね。そのときに共通仮設費が３５０万円、現場管理費が８５０万円、一般管理費が３００万円、維持管理費が３９６０万円、これがそのまま、台数が減ってるのにスライドしておるという状況にあるわけです。今言われる２６年度は、２５年度に設置したときには１台当たりが１万９３０１円。２６年度には２万２０３２円。２７年度には２万４千円。２８年度には２万１千円。２９年度から以降は１万８千円での１基当たりの推移で今、大体シミュレーションされてますね。算定の仕方がどこに基準があるかなと。全く、先日からずっと説明を聞いてるんですけどね。その辺りがよく理解できないものですから、それでこれをきょう聞かせていただきよるわけですよ。だから、あくまでも先ほどあなたが説明した地球温暖化対策推進事業費、これは補助金１５００万円、フリーザシステムの受け入れということで、直接その業者さんが申請して補助金を受けると思うんですよ。だから、そういった問題を私はお尋ねしよるわけじゃないんですよ。１台当たりの単価がきちとした正確な積算のもとに積み上げられてあるのかどうか。だから、この維持管理費も台数に応じて、３９６０万円。初期に予算上げられて、そのまま１万４千台に対してこの予算で、１万１８６２台のときもそのまま予算を上げてあるわけですよ。だから、これ１０年間、そのリース期間ということでされているけど、これ逆に、１年１年少なくなってくるわけやから、ずっと、逆に言うと償却予算で減っていくべきだろうと思うんですよ。一般的に考えると。一番当初のその契約がどういうふうにされたかは、私もわかりません。だから、あなた方が説明するに当たっては、もう少しわかりやすい説明をしないと、では何で共通仮設費、それと現

場管理費、一般管理費、これは一番当初の1台当たりの単価に台数を掛けた金額が出たものに対して経費とかそういったものがかかってくる計算式が成り立たんわけですね。それをあなた方は、それは無視して管理費とか共通仮設とか一般管理費はそのまま、1万4千円台のときのままで契約をされているわけですよ。だから、後の推移がずっとおかしくなってくるわけです。だから、あくまでもこういうのは単純に1台当たりいくらだということで、台数掛ける単価ということで積算するのが通常だろうと思うんですよ。だから、後の29年度から1万8千円になっていますよね、1台当たりが。この後も全部1万8千円なんですよ。だから、これが維持管理費の年数が下がるんだから、若干なりともその変動はないといけないと思うんですよ。だから、あくまでもこれは、あなた方が出しているのは推移だろうと思いますので、まだ今から先、変動があると思いますんで、一応その辺りだけ、次回からもこういった例えば長期にわたっての借上料とかそういったものが出てくるだろうと思いますんで、あくまでも積算というのは、そういう積み上げのもとに出てくる計算式があると思うんですよ。だから、その辺りをよく考えていただいて、1万4千台、当初つけますよと言って、経費とかそういうものを積み上げて、合計金額が出たものを台数で割った単価があるわけですよ。後の分も、少なくなってもその単価でいくのか、経費を上げるのか。だから、これから言うと1台当たりの経費というのは、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、そういったものが全部一番当初よりも単価が上がっているような状況になるわけですね。リースの経費に対しても、単価が上がっているわけですよ。だから、それ自体がおかしいということ、一応、指摘だけしておきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:11

再 開 14:20

委員会を再開いたします。87ページ、諸費、自治会運営事業費について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

87ページ、諸費、自治会運営事業費の中の行政協力員等報酬について、お伺いいたします。まず、行政協力員というのはどのような方々のことをさしてあるんでしょうか。

○まちづくり推進課長

各地区の自治会長さんに委嘱をしております。

○上野委員

各地区ともそうだと思うんですけど、自治会長さんの高齢化等、もしくは輪番制でまわしているところもあるんですけど、まちづくりの基本となる単位の一つだと思いますので、これお願いなんですけれども、行政の退職者向け説明会等でOBの方々に、自治会運営について積極的に、退職された後、参加していただくように促していただきたいと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○副市長

職員の地域での協力につきましては、常日ごろから、市長から庁議なり、部長会辺りを通じてお願いをしておりますので、今後とも引き続きお願いしていきたいと考えております。

○上野委員

まちづくり推進課のほうから各地区の自治会長さんの現況とか、OBさんの件について、わかる限りで結構なので、市長、副市長に割合等、推移等を、逐次ご報告していただければと思いますので、お願いしておきます。

○委員長

次に、８８ページ、諸費、空家等対策事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

諸費、空家等対策事業費について、お伺いいたします。老朽危険家屋解体撤去補助金は７５０万円という予算措置ということなのですが、これは約１５件分を見込んであるわけですが、この１５件とした根拠と今後の見通しをどのように考えていらっしゃるのかお尋ねします。

○住宅政策課長

リフォーム補助金につきましては、創設当時から１５件を基準に予算措置をいたしております。予算執行状況を見ますと、平成２５年度は８件で３８０万７千円、２６年度は６件で２５１万６千円、２７年度は１１件で５００万６千円の申請があり、予算額を上回る状況ではございませんでした。２８年度は、台風の影響からか、１６件の申請があり、７５５万６千円の支出となりましたが、２９年度は９件の申請があり、４１６万８千円となっており、３月末までに３件、１５０万円の申請を見込んでおりましたが、先週、既に解体されたことを確認いたしましたので、合計１２件で５６６万８千円を支出する予定でございます。本事業は申請補助でございますので、過去の実績を考慮し、３０年度につきましても１５件を見込んだ次第でございます。今後につきましても、本事業を継続する場合には、同様の予算措置を考えてはおりますが、空家実態調査により居住不能または大改修が必要な空き家等と判定された空き家数を参考に、対象件数につきましては検討する必要もあるものと考えております。

○兼本委員

大体の考え方というのはわかりましたが、例えば、本年度がこの予算措置を上回るような申請があった場合というのは、どのようにお考えでしょうか。

○住宅政策課長

本事業は補助率２分の１の国庫補助金を財源といたしております。平成２８年度におきまして、台風の影響から、解体撤去に関する相談件数が増加し、申請件数が予算を上回る見通しとなったことから、県及び予算所管課と協議の上、１２月補正により予算を増額いたしました。このことを踏まえまして、３０年度におきまして同様の状況が生じた場合には、同様の措置が図れるよう、県及び予算所管課と協議を行いたいと考えております。

○兼本委員

先ほど答弁で、来年度からは今後に関しての部分で、空家実態調査等の空き家数等をやっぱり参考に考えていかなくていけないということと言われていました。確かに、空き家問題というのは安全性の低下であったり、公衆衛生の低下であったり、環境の悪化や地域イメージの低下というような外部不経済の要因になっているというのは間違いないと思います。この空家実態調査によりということになると、今のような申請補助だけで済むのかどうかという問題も出てくると思います。ぜひ今後、空家実態調査の中身を見られて、また、よりこの空き家が、老朽危険空家が少なくなるような形の対策を考えていただければと思います。以上で私の質問を終わります。

○委員長

同じく８８ページ、諸費、空家等対策事業について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

同じく８８ページ、諸費、空家等対策事業費の老朽危険家屋解体撤去補助金７５０万円について、お尋ねいたします。本市の現在の老朽危険家屋の実態と現状はどうなっているのか、お尋ねします。

○住宅政策課長

平成２５年度から平成３０年１月末までに認定いたしました老朽危険家屋は７０件ございます。そのうち５０件が補助金を利用し解体され、残り２０件となりますが、本年度中に解体を予定していた家屋３件、先ほど申し上げましたとおり解体されましたので、本年度末には１７件になるものと認識いたしておりましたが、１７件につきまして再調査をいたしましたところ、補助金を利用されず、自主的に解体されたものが６件ございまして、２９年度末で、認定した老朽危険家屋は残り１１件となる見込みでございます。

○勝田委員

平成２５年度から本年１月末までに認定した老朽危険家屋が７０件。そして、補助金を利用して５０件が解体され、残り２０件のうち本年度中に３件が解体予定で、さらに１７件のうち６件が自主的解体ということで、実際には１１件ですから、執行率から言ったら８４％ぐらいになりますね。７０件のうち１１件残りですからね。

では、老朽危険家屋の所有者不明、そういう所有者の持ち物物件については、スムーズに解体に向けての取り組みはできていますか。

○住宅政策課長

老朽危険家屋に認定し、解体されていない、先ほど説明いたしました１１件につきましては、所有者は全て判明いたしておりますが、経済的な理由等により解体されていないのが実情でございます。経済的理由により解体が難しい方には、老朽危険家屋解体撤去補助金をご紹介いたしておりますけれども、１００％補助ではないことから、対応に非常に苦慮している状況でございます。今後につきましても啓発を行っていきたいと考えております。

○勝田委員

老朽危険家屋解体撤去補助金として７５０万円が計上されているわけですが、老朽危険家屋を１体解体するのに要する費用は大体どれぐらいかかるのか、また、本市の昨年の執行実績はどうなっているのでしょうか。

○住宅政策課長

平成２８年度の申請実績では、解体費用は平均で１件当たり１２０万円程度となっておりますが、物件によっては２００万円を超えるものもございます。補助金の交付実績では、１６件で７５５万６千円となっております。

○勝田委員

大体１軒につき４７万２千円ぐらいですかね。大体それぐらい要してるってことですね。じゃあ、今後解体を進めていかねばならない老朽危険家屋の件数といいますか、その予定と計画はどうなってるのでしょうか。

○住宅政策課長

昨年度、市内全域の公営住宅及び共同住宅を除く全ての建築物を対象に空き家等の実態調査を行っております。その結果、居住不能または大改修が必要な空き家が991件と判明いたしております。先ほど答弁いたしました70件と一部重複はいたしますが、これらの空き家について老朽危険家屋の判定作業を行い、老朽危険家屋と認定した空き家につきましては所有者または相続人調査を行いまして、順次空き家等の改善を求めてまいりたいと考えております。

○勝田委員

どちらにしても、老朽危険家屋にしても、空き家対策の空き家にしても、市として、基本的に使える空き家であるならば使っていこうという考えで進めるのか、それとも単なる適切な管理だけを進めていこうとしているのか、随分進め方も対策も変わってくると思うんですが、いかがでしょうか。

○住宅政策課長

現在、策定いたしております空き家等対策計画には、空家対策特別措置法に基づきまして、計画に定める9項目が規定されております。その中に所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項及び、空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項があり、対策計画では空き家の利活用及び空き家の除却等による適正管理の両方で空き家対策を進めてまいりたいと考えております。

○勝田委員

老朽危険家屋という物件から考えますと、利活用も非常に難しいのかもしれませんが、やり方次第では効果的な利活用ができると思うわけですが、いかがでしょうか。

○住宅政策課長

先ほどご説明いたしました空家等対策計画では、利活用できる空き家につきましては、空き家バンク制度等を活用し、解消を図ることを目指しております。空き家バンク制度は空き家の賃貸、売却を希望する方から申し込みを受けた情報を空き家の利用を希望する方に紹介し、活用していただくことを目的とする制度でございます。今後、関係団体と相互連携を図りながら空き家バンクの創設を目指してまいりたいと考えております。

○勝田委員

これはぜひ空き家バンクを創設していただいて、利活用を重点的にし、そして適正管理に努めていただければ、必ず前向きに進むのではないかと思いますので、このことをお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に89ページ、交流センター費、交流センター施設管理事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

交流センター費、交流センター施設管理事業費についてお尋ねします。教育費から移管ということですが、全体的に事業費が増加しているのはどのような要因からでしょうか。

○まちづくり推進課長

交流センター施設管理事業費の増額につきましては、印刷費の購入費用や老朽化した車両の購入経費等もございしますが、事業費増額の主たる要因は各交流センターの施設修繕料の増額でございます。既存の地区公民館におきましては、老朽化のために雨漏り、冷暖房機やエレベーターの

故障等、急を要する施設の修繕が生じております。今回新設する鎮西交流センターを除く 11 交流センターにつきまして、1 センター当たり 100 万円の施設修繕料を計上しているところでございます。

○兼本委員

今、計画の中で、老朽化した車両の購入経費等に充てるということですが、最近、各地域で防犯の安心、安全のために地域パトロール等をさかんに行われていると思います。この交流センターで車両を購入し、管理するというような形になってきた場合に、地域の安心、安全のための地域パトロール等にこの車両を活用するというようなことはできますでしょうか。

○兼本委員

現在、各地区公民館には軽トラック等の車両が配備されております。この車両につきましては、自治会及び各地域に属する公共公益的団体に対しまして、地域内で行われる公共、公益性のある活動等において貸し出しすることができるようになっております。交流センター化後も同様に取り扱うように調整いたしております。この貸し出しにつきましては、各種団体が地域の行事等で荷物の運搬等での車両不足を補う場合等の貸し出しを想定しているものでございまして、公務に支障がない範囲で短期間の使用を対象としております。ご質問の地域パトロール、いわゆる青パトでの使用でございしますが、警察の届け出等の問題はございますが、一時的な使用としては貸し出し可能と考えます。また、継続的な使用となりますと公務への支障等もございしますので、必要な場合に、各地区交流センターにご相談いただきたいと思いますと考えております。

○委員長

次に、92 ページ、交流センター費、交流センター整備事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

次に、交流センター費、交流センター整備事業費についてお尋ねします。交流センター整備については、新しく建てかえるものと改修工事を行うものがあります。その違いというのは、建築年次における旧耐震基準と新耐震基準の違いだけで、そのような計画をされているのでしょうか。

○地域拠点施設整備室主幹

飯塚市が策定しております飯塚市地区公民館施設整備実施計画においては、建てかえか改修かの判断基準といたしまして、旧耐震基準であることが前提条件となっておりますが、各公民館それぞれに施設の実情が異なりますので、市内部で検討し、地元と協議を行いながら地区公民館整備実施計画を策定しております。

まず、立岩公民館につきましては、旧耐震基準の建物であり、耐震補強が必要でありましたが、大規模公民館であり、改修であっても多額の費用を要することから建てかえとさせていただいております。

次に、二瀬公民館につきましては、旧耐震基準以前の建物でありますので、今年度廃止となります給食センター跡地に建設とさせていただいております。

次に、鯉田公民館につきましては、旧耐震基準の建物ではありますが、敷地の地盤沈下が進行しておりますことから、改修ではなく、建てかえとさせていただいております。

次に、東公民館につきましては、旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行って、耐震補強及び改修工事を行うこととしております。今年度に入りまして、地元協議を行う中で、建てかえにつ

いても検討いたしました。東公民館は地域の活動の中で、飯塚東小学校と密接に連携が図られており、建てかえるのであれば、現在地もしくは近隣に建設をする必要がありますが、現在地では敷地が狭いであるため不可能であり、近隣にも適地がありませんので、現公民館を改修し、当分の間、現在地において存続とさせていただきます。

次に、菰田公民館につきましては、旧耐震基準の建物であり、耐震診断を行って耐震補強及び改修工事を行うこととしております。今年度に入りまして、地元協議を行う中で建てかえについても検討いたしました。菰田公民館は地域の活動の中で、近畿大学附属九州短期大学と連携が図られており、建てかえるのであれば現在地もしくは近隣に建設する必要がありますが、現在地では、敷地が狭いであり不可能であります。また、近隣にも適地がありませんので、現公民館を改修し、当分の間、現在地において存続とさせていただきます。

○兼本委員

という、各住民の皆さんとお話されたうえで決定されたということで理解できましたが、今後、この公民館を整備するに当たりまして、駐車場なんかも道悪になっていたりすると思うのですけれども、こういった駐車場整備等もこの整備の中には含まれるのでしょうか。

○地域拠点施設整備室主幹

駐車場の整備につきましては、多くの公民館は駐車場台数が不足しておりますので、新築する公民館は当然、駐車場台数を考慮して整理をいたしますが、現在地で改修となる公民館につきましては、関係課や関係機関と協議を行いながら、少しでも多くの駐車場台数が確保できるように今後、検討を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」について質疑を終結いたします。

暫時休憩いたしますので、その間に執行部は席の移動をよろしく願いいたします。暫時休憩いたします。

休 憩 14:41

再 開 14:50

○委員長

委員会を再開いたします。次に「第3款 民生費」から「第5款 労働費」までの質疑を許します。

初めに、質疑通告されております107ページ、社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営事業費について勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

107ページ、社会福祉総務費、庄内及び穂波福祉総合センターの器具費についてお尋ねいたします。まず、庄内保健福祉総合センター器具費で140万4千円、さらに穂波総合福祉センターの器具費で226万8千円が計上されていますが、それについてご説明をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

庄内保健福祉総合センターには、トレーニング室の室内運動機器のうち、ランニングとかジョ

ギングを行います、私ども、通常トレッドミルとかランニングマシンというふうと呼んでおりますが、こういった歩行型の運動機器を1台、穂波総合福祉センターには同じく1台、それと、筋肉トレーニング用の回転式踏み台というものがございまして、これを1台、穂波のほうには買い替え予定、購入予定といたしておるところでございます。

○勝田委員

結局、庄内、穂波でそれぞれ、計3台ということですね。それでは、穂波福祉総合センター、庄内保健福祉総合センター、並びに筑穂保健福祉センターのトレーニング室利用者数の現状はどのようなになっているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

平成28年度の利用実績となりますが、穂波総合福祉センターのトレーニング室利用者の数は、年間延べ3万9043人、1日平均にしますと126人となります。庄内保健福祉総合センターのトレーニング室利用者数は年間延べ1万1077人、1日平均にいたしますと31人、それと、筑穂のほうにも保健福祉総合センターがありまして、ここのトレーニング室の利用者数は年間延べ8293人、1日平均になおしますと28人となっております。合計5万8413人の方が利用されているといった状況でございます。

また、利用が多い時間帯ですけど、午前9時から11時、午後1時から4時といったところで、どの施設も中間の時間が稼働率が高いというふうな形になっております。ランニングとかジョギングを行う歩行型の運動機器につきましては、穂波で最も利用が多く、予約していただく等、ときどきお待ちいただくこともございますけど、庄内、筑穂では利用をお待たせすることなく対応できる状態となっております。その他の健康器具も現在の台数で充足していると見ております。

○勝田委員

そこで、庄内保健福祉センターを初めとする各福祉総合センターのトレーニング室で使用しているトレーニング機器、先ほどたくさん言われましたけども、その機器の種類と台数はどのようなになっているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

有酸素運動系トレーニング機器というような形になるわけでございますけども、ランニングやウォーキングを行う歩行型の室内運動機器が穂波に5台、庄内に5台、筑穂に6台設置しております。

また、同系器具で、ちょうど自転車をこぐ形でエルゴメーターとかエアロバイクと称するものがございます。それぞれ固有名詞でございますので、正式な名称というのは判然としないんですけれども、これが穂波8台、庄内に8台、筑穂に3台設置いたしております。

加えて、筋力系のトレーニング器具というのがございます。筋肉を鍛えるというふうな形でございますけれど、これが穂波に12台、庄内に2台、筑穂に6台ということでございます。

これらのトレーニング機器というものは、合併前に施設を開所したそれぞれの町の当初から、それぞれの自治体の計画で設置されておったものでございます。

○勝田委員

施設開設当初からのトレーニング機器が多いということなんですが、不具合とか故障等が生じた場合、どのように対応しているのかお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

施設のトレーニング機器に不具合とか故障が発生し、利用者の方にご迷惑をおかけするということがあれば、各施設を管理しております指定管理者等とともに、所管であります私ども社会・障がい者福祉課が協議して、その復旧に努めるということを一義といたしております。比較的軽微なトレーニング機器の修繕は、それぞれの指定管理者等が早急に行っておりますけれど、トレーニング機器等は各施設とも開設の当初から設置しておるものが多く、既に耐用年数を経過いたしておりますて、修繕等を重ねながら、何とか使用しているという実情でございます。また、メーカー元が生産終了したトレーニング機器というのは、部品等の調達にかなり手間がかかっておりまして、修理不可能な機器も出ております。そのようなことから、利用者の方から苦情等もございまして、トレーニング機器の買い換えについてのご要望も再三いただいているところでございます。できる限り早くトレーニング機器の更新をすべきというふうに考えておりますけれども、それぞれの機器の購入価格はかなり高額でございまして、多額の経費を要することから、経常的な予算では耐用年数を超えた機器を一度に買い換えるということがなかなかできない状態にございます。今後とも機器の状態や利用頻度をよく見ながら、使えるものはちゃんと使っていくという形で買い替えの時期を見定めたいと考えております。

○勝田委員

私もかつて一般質問で、庄内のトレーニング機器のうち、トレッドミルは6台機能していたものが1台使用不能となり、5台となりました。さらに1台が故障してしまって、4台がフル回転していたんですけども、かなり利用者の方に不便をかけていたということで要望したことがありました。各センターの器具の故障とか損傷で使えなくなることがやっぱり利用者にとっては一番の問題だと思うわけですね。確かにトレーニング機器は高額なこともあり、計画的な更新が必要となることは、私は必至だと思うわけです。さらには社会・障がい者福祉課が所管する施設の器具更新もあるでしょうし、さらには健幸・スポーツ課で取り扱う機器もあるはずなんですよ。したがって、第2次飯塚市総合計画の健康都市づくりの推進の中にもうたっているとおり、全ての人が健康でいきいきと笑顔で暮らせるまちを目指し、健康で幸せに暮らすことができる健幸都市づくりを進めていくためにも、飯塚市全体、つまり社会・障がい者福祉課や健幸・スポーツ課を含めて関係各課で連携を強めて、やはりこれは計画的に買い換え等も含めて進めていただきたいと考えるんですが、いかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

ご指摘のとおり、飯塚健幸都市基本計画におきまして、健康であり続けること、健康寿命の延伸というものは、本人や家族にとどまらず、社会全体の課題であり、市民が元気に暮らすことは大切なことととらえております。自分にあつた健康づくりへの取り組みを進めていくためには、その一つとして、健康づくり拠点施設のトレーニング室を快適かつ安全にご利用いただく必要がございます。このことから、現在、健幸・スポーツ課が所管しております健幸プラザ等の各トレーニング室にも、同様のトレーニング機器がございますので、今後のトレーニング室のあり方やトレーニング機器の更新計画について、現在、もう既に健幸・スポーツ課とも連携して協議を行っているところでございます。今後一層、計画的な運動機器の整備に努めてまいりたいと考えております。

○勝田委員

これ、ぜひ、社会・障がい者福祉課と健幸・スポーツ課が所管しています機器を含めて、トレ

ーニング室のあり方、それから、機器の更新計画についても、やはり連携協議をしっかりと強めて進めていただく。そういうことを要望してこの質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、１０８ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援等業務委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

予算書１０８ページ、生活困窮者自立相談支援等業務委託料、追加資料が３８ページにあります。まず業務内容をお尋ねします。

○生活支援課長

平成２７年度より生活困窮者自立支援法が施行されております。これにより、さまざまな問題から生活に困窮されている方等の自立、就労に向けたさまざまな支援サービスを総合的、一括的に提供し、その自立の促進を図ることを目的に、穂波庁舎内に生活自立相談室を設置し、自立支援相談事業を実施しております。この相談室では、本市にお住まいのさまざまな問題から生活に困窮された方々の相談に対し、専門知識を持った相談員がその問題に包括的に対応し、相談者の抱える問題の評価、分析、そして、その解決と自立に向けたプランを作成し、相談者の自立を図っております。また、必要に応じましては関連する社会資源の連携を迅速に行い、相談者のニーズにあわせた対応でその充実に努めているところでもございます。

○川上委員

委託先及び委託料の根拠の資料も出ておりますけれども、説明を伺います。

○生活支援課長

委託料の積算でございますが、金額の内容につきましては、設計にかかわることですので控えさせていただきますが、基本的には人件費、今年度で言いますと、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員と３名おります。それに運営費、これは消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、交通費等を含むもので委託料が構成されております。

○川上委員

実は、この業務については、片峯市長の施政方針の中で触れられたことがあるんですね。安心して暮らせる地域づくりにつきましては、生活に困窮されている方々が生活保護に至らないよう、従来の事業に加えて家計相談事業を取り入れ、困窮状態からの早期脱却、自立の促進に取り組んでまいりますと言われた。それで、「生活支援及び生活保護行政について」と来るのならわかるんだけど、「安心して暮らせる地域づくりにつきましては」と来る意味がわからない。市長はどういう意味合いでこの言葉使われたんですか。

○生活支援課長

施政方針の表記方法でございますが、質問言われますとおり、そのような意図は全くございません。あくまでも生活に困窮した場合等、気軽に相談ができる場所があり、また、関係機関とともにその解消ができる手段が地域にあることが理想的であり、これを目指してまいりたいという意図でございますので、何分ご了承いただきたいと思います。

○川上委員

格差社会が国の政策のもとで拡大していく中で、生活困窮者に対するバッシング、とりわけ生

活保護を受けている、あるいは受けざるを得ない状態の方々に対するバッシングというのが著しい。その中で、この言葉、もう一度片峯市長、自分で読み直してもらいたいですよ。安心して暮らせる地域づくりにつきましては、「生活に困窮されてる方が生活保護に陥らないように」と来るわけですよ。意味がわからない。片峯市長、どういう意味ですか。

○生活支援課長

繰り返しになりますが、言葉のあやという、誤解されるような表現については、今後も検討させていただきたいと思いますが、全くそういう意図はございませんのでご理解をお願いしたいと思います。

○川上委員

そうすると、これはなぜこういう表現をしたかについては答えないということですね。答えないですね。

○福祉部長

先ほどから課長が答弁しておりますが、これは、安心して生活できるようにという意味で記述いたしました。ご指摘のありました標記につきましては、今後きちっと、また考えていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○川上委員

初めて答えられたけど、誰が安心して暮らせる地域なんですか。生活——聞いてなかったから座ったんです。誰が安心して暮らせる地域のことを言っているんですか。誰なんですか、これは。

○福祉部長

市民の方々を指しております。

○川上委員

どういう市民ですか。

○生活支援課長

全ての市民でございます。

○川上委員

ここは生活に困窮されている方々が生活保護に至らないようにと言ってるんですよ。そういう安心して暮らせる地域ってどういう意味ですか。

○生活支援課長

あくまでも、今回この生活困窮者自立支援法により生活保護に陥る前段の方をさまざまな手段で自立に近づける。そのような方策ができましたので、これを活用しながら、少しでも生活保護を受給することなく、早期の自立を図っていただきたいと、そのように考えておるような形で表記しております。

○川上委員

これは、あなた方が誤解を招くと思うんだったら、撤回して、私が先ほど言ったような表記をして、表現で行くのが当たり前だと思います。それで、この生活自立と言ってるでしょう。なぜ生活支援じゃないんですか。自立というのはなぜ入ってるんですか。

○生活支援課長

支援を行いながら、最終的な目的は自立であらうと思います。ですから、最終的な目的をそこ

に記しておるものと考えております。

○川上委員

それは、適当な答弁と言わなければなりません。生活保護法に基づいて、福祉行政をやっている本市には生活支援課があるけれども、生活自立支援課とかないんですよ。自立という表現がなくて、十分生活支援ができるわけですよ。ここで重要なのは、なぜこだわるかっていうと、生活保護を受けたい、受けなければならないと考える方が、生活支援課ではなくってこちらに回されて、そこで、お金がないのに、住宅代をどうしましょう、こうしましょうとか言ってる間に、生活にいいよ困窮して深刻化してしまう。生活保護を申請する権利は国民だれにもあるわけだから、私は自立支援業務をする場所にも、生活保護申請書が置いてあって初めて、この業務は成立すると思うんですよ。だから、必要な方には生活保護をすすめるということをやらなければ、この予算を上げる意味がないと思うけど、どうですか。

○生活支援課長

今、質問委員言われることは確かにそのとおりでございます。しかしながら、現在、生活支援課がこの生活困窮者自立支援の相談室を所管した。これは相互連携が非常にやりやすいと。例えば、うちのほうからも生活保護の適用がどうして難しい方を相談室のほうに連れていく。また、相談室からそのような連絡があれば、即座に私たちのケースワーカーが相談室に出向いて、その相談を受けて生活保護の申請を受理しております。ですから、申請権についてはしっかりと確立して、そこら辺は担保しておるつもりでおります。

○川上委員

じゃあ、委託業務、資本金１０億円の会社をしているようだけど、その業務の窓口に、今、課長が答弁されたことが明確に相談者にわかるようにしてもらいたいと思います。それともう一つ言うと、その立場であるならば、やはり片峯市長のこの文言は両立しませんよ。だから、これは改めてもらいたい。このことを申し上げて質問を終わります。

○委員長

同じく１０８ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援等業務委託料について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

同じく、生活困窮者自立支援事業費についてお聞きいたします。穂波支所に開設されております生活自立相談室、開設から３年目、次年度で４年目になりますけれども、この事業の成果についてお聞きいたします。

○生活支援課長

この事業の成果でございますが、まず相談の受け付け件数でございます。平成２７年度が１６２件、平成２８年度が１７８件、そして、今年度１月末までで１３３件と、大きな増減はございません。相談者への支援決定までの緊急的支援を行ったものが平成２７年度で６１件、平成２８年度３３件、これは具体的には社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けの手続きや本制度における住宅確保給付金につないだもので、場合によっては直接就労支援等で就職に至ったものもございます。続きまして、本制度で本来実施することになっている相談者へのアセスメントを経た上での支援プランの策定に至ったものが、平成２７年度で４３件、平成２８年度で５７件ございます。そして、プラン作成後、個別具体的な支援を行った結果、目標達成等の理由により支援終

了に至った件数は平成２７年度で２０件、平成２８年度３４件となっております。これらの結果から、現状、相談支援配置員が３名でございますので、定量的成果としましてはおおむね良好な成果であると受けとめております。

○光根委員

ここを訪れます相談者に対しては、いろんなケースがあると思われそうですが、どのような傾向がありますか。

○生活支援課長

平成２８年度における相談者の傾向でございますが、まず男女比では大きな差はございません。年齢層につきましては、３０代が２２％、４０代が２６％、６５歳以上が２６％と、４人に１人が高齢者からの相談となっております。相談内容でございますが、やはり９０％が経済的問題、医療や介護、また施設入所にかかわる問題や介護保険料や税の滞納に関する相談が多く寄せられております。またその他の相談としまして、家族問題、家族関係の問題も多く寄せられております。子どものひきこもりやニート、親の介護問題等で悩んでおられると。現代社会で社会問題化しているような事象が如実に相談内容としてあらわれているのが現状でございます。

○光根委員

やはり大多数が金銭的な問題を抱えておられる方々の相談のようでございますが、これに対する方策の検討はどのようになっていますか。

○生活支援課長

先ほど申し上げましたように、生活困窮に対する相談窓口でありますことから、やはり、その９割が金銭に関係する問題でございました。さらにその中で、家計管理に問題があると思われる相談内容が全体の３割を占めております。当然ではございますが、生活困窮者の大多数は家計管理がうまくできておらず、この問題を解決するためにも、平成３０年度より家計相談支援員を配置し、家計相談支援事業を導入する予定としております。

○光根委員

今言われました家計相談支援事業について具体的にお伝えください。

○生活支援課長

この家計相談支援事業でございますが、生活困窮者自立支援法の中の任意事業の一つでございます。包括的な家計相談に関する支援や滞納の解消と各種給付制度の利用あっせん、それから債務整理の支援、貸し付けあっせんなどを行うことで、相談者みずから家計管理の意欲を引き出そうとするものでございます。今までのように尻を叩いて、働け、働けというような就労支援等の収入の拡大に向けた支援ではなく、家計管理に向けた支援は自分が必要な生活費が明らかになることで就労支援を円滑にしたり、再び生活困窮状態になることを防いだりする観点からも、事業の必要性は極めて大きいと考えております。また、これの相談に当たる相談員の資格としましては、消費生活アドバイザーやファイナンシャルプランナーの資格を有する者、また、金融機関において融資、ローン、相談等の部門で勤務経験があり、債務整理や出納計画の業務に精通しているものを充てることとしております。

○光根委員

このような相談者の支援については、現在はその委託されているところがソフトウェアセンターということで、初年度と２年目がＡＣＲですね。相談に関しては、１年、２年と長期化する方

もおられると思います。そこで、継続的な支援により信頼関係を構築する必要があると思いますけども、この業者の移行は円滑にできたのでしょうか。

○生活支援課長

このような事業につきましては、今質問委員言われますように支援の継続性がその結果を大きく左右する重要な要素であることはもう十分理解しております。そのため、プロポーザルを実施する際には、参加する業者に対しまして、相談者の支援に支障を来たさないよう支援プランの引き継ぎや状況把握等について十分な情報交換を指示しました。また、受託業者決定後は、前任相談員を約半年間勤務させる等したことから、業者変更による苦情は一切ございませんでした。このように、円滑な事業、業者の移行ができたものと考えております。このように、継続性の重要な事業でもございますので、今後は複数年での契約の検討も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

○光根委員

相談件数が横ばいということですが、最後に、これについて見解を教えてください。

○生活支援課長

この3年間の相談件数でございますけども、今年度もここ2年と横並びの相談件数で推移しております。筑豊地区では有効求人倍率も上昇して社会経済情勢の好転も若干見られております。これにより若干、相談者の減少も見込まれておりますが、しかしながら、まだまだ非常に多くの潜在的な生活困窮状態の方が存在しているものと考えております。このような方々が一人でも多く相談に訪れていただくためにも、今後も相談室の周知や相談体制の充実に一層力を入れてまいりたいと考えております。

○委員長

同じく108ページ、社会福祉総務費、生活困窮者自立相談支援等業務委託料について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

同じく、生活困窮者自立相談支援等業務委託料についてお聞きします。ただいま光根委員のほうから、私のほうで伺いたい部分おおむね聞かれましたので、一点だけ、今答弁ありました家計管理、家計相談支援員という方がいらっしゃるということで、今ちょっと先ほどの答弁聞く中で、この必要性が出てきたので、今年度からこの事業を始めたということによかったんですかね。

○生活支援課長

来年度、平成30年度から開始予定としております。

○永末委員

家計相談については来年度から入るということですね。金銭的問題が多くを占めているというふうなことで、相談者が、ということがありましたけど、予算ということになるので、恐らく、今までの相談を受けてくる中で、こういった方を配置することがより効果があるんじゃないかという想定のもとの予算化ということですかね。

○生活支援課長

この家計相談支援につきましては、長期のスパンで考えております。まず、相談に来られたときに、その方の困窮の原因、そこに金銭的な理由がございましたら、家計を、言うなれば洗いざらい、こちらのほうにつまびらかにしていただいて、そして、少しでも家計が回りやすいような

債務整理もあれば、浪費もあれば、予算で言うところの款ごとといいますか、何にお金を使う、何にお金を出すというところをしっかりと本人に把握していただく。そういうことから家計管理をしていただいて、現在の金銭の支障の状態を長期続けることによって、生活困窮から抜け出すことができないかもしれませんので、その根本的な改善を図るために、こういう相談員を配置する次第でございます。

○永末委員

現場でいろんな相談を受けられて、いろんなケース見られてからのことなので、必要だということで、ぜひちょっと次年度はやってみて、どういった成果が出るのかっていうのは見てみたいなと思うんですが、今の話聞きますと、何でしょう、かなりそういう金銭面での教育といいますか、そういったものが必要な方がやはりいらっしゃるということで、入りがあって、出があってというのが、通常わかれば、これだけの入りしかないのでは出はこれだけしかできなくて、先を見てどのぐらいまで積み立てていかなくちやいけないとかっていうのは、通常わかるんだけど、なかなかそういったことが苦手といいますか、そういうことをやることができないうという方が結構いらっしゃるということかと思うんですが、その部分に関しては、今そういうふうな状況になってる方に対して対処するっていうのも当然大事でしょうけど、やはり、なぜそういうふうになったのか、根はどこにあるのかっていう部分について、生活支援課だけのあれで回答できない部分もあるかもしれませんけど、市として根本的問題はどこにあるのかっていうところは追求されるべきじゃないかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

○生活支援課長

確かに私たちが所管しております生活支援課ですが、生活保護を受給されてある方、非常に金銭の計画的な使途が苦手な方が多数いらっしゃるの、正直なところでございます。結果的には今までなかなか働いてこられても、それを計画的に使うことができずに、負債が膨らむ。結局、負債が膨らむと自転車操業になってしまって、生活困窮の度合いがより一層激しくなる。その原因といいますのもさまざまだろうとは思いますが、結果的には、私の私見でございますけども、小さいときからの教育というのが大きく関係してくるんじゃないかなと思います。そこにやっぱり、教育の中には、金銭管理、使途も含まれておりますんで、そこら辺のところも私たちが小さいときから、生活支援課として対応できる部分、子どもの学習支援なんかを今やっておりますけども、そういうところでもし機会があれば、そういうところでもかかわりあいを持っていきたいというふうには考えております。

○永末委員

最後にします。今の担当課のほうから、私見というふうな前置きはありましたけど、私も言われたようなところは多分にあるんじゃないかと思うんですが、予算なのでちょっとあまり深く言いませんけど、教育の面、ファイナンシャルプランといいますか、金銭管理の教育の面ということが必要なんじゃないかというふうな担当の意見もあってますけど、教育長として、そういった部分、私は現状そういったのをやってるのかどうかさえも知りませんけども、やってないのであればやる必要性があるのかどうか、そういった部分、答弁いただけますか。これで終わりにします。

○教育長

いますと、るる話を聞いておりました。生活困窮者といいますか、子どもの中には家がやっ

ぱり苦しい家庭も多くて、その家庭の状況を背景といいますか、それは生活保護の家庭もありますし、そういう家庭も、いろんな家庭もあります。その中で、金銭教育と言われましたけれども、今、学校におきましては、金銭教育についてはやっているところとやってないところとあるやに自分自身、把握しておりますが、これはやっぱり必要なことだというふうに考えておりますので、金銭教育を含めて、キャリア形成といいますか、その一環としての指導といいますか、教育を今後考えていきたいというふうには思っております。

○委員長

次に、１１１ページ、高齢者福祉費、地域密着型施設等整備補助金について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

１１１ページ、概要書は１４ページの中にありますが、補足説明等で県の補助の１０分の１０と、地域密着型整備施設等補助金で、対象整備が３事業所と記載があります。この対象施設の内容について詳しく教えてください。

○福祉部次長

対象施設につきましては、看護小規模多機能型居宅介護事業所でございます。当該施設につきましては、訪問介護、通所介護、宿泊を組み合わせ利用できます小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を付加したものでございます。居宅での生活を継続するために、看護を含めた２４時間対応可能なサービス事業所でございます。なお、利用者は飯塚市の被保険者であって、要介護１から５の認定を受けた人に限られます。

○吉田委員

平成３０年度看護小規模多機能型居宅介護を３事業所設置するとの予定であるとのことですが、この施設を整備する目的についてはいかがお考えでしょうか。

○福祉部次長

これにつきましては、今般の制度改正におきまして、現行の第６期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画から進められております医療と介護との連携を平成３０年度からの第７期の計画においても強化することとなっております。これに加えて、介護サービスの充実の観点から、国においても、定期循環随時対応型の訪問介護、看護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備を推奨しているところでございます。本市におきましては、第６期の計画の中で平成２８年度に定期循環随時対応型訪問介護看護事業所として、飯塚圏域と二瀬圏域にそれぞれ１事業所ずつ計２事業所を整備いたしました。第７期計画におきましては、看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備をするように位置づけをしたものでございます。

○吉田委員

第６期計画の中で、言われましたとおり定期循環随時対応型訪問施設整備を２事業所行ったということで、さらなる看護小規模多機能型居宅介護事業所を新たなものとして３事業所整備すると。この整備に当たって、今後のスケジュール等についてはどのようになっていますか。教えてください。

○福祉部次長

スケジュールにつきましては、新年度に入りまして、４月から６月ごろにかけて、公募並びに事業者の選定を行う予定としております。年度内には開設できるように進めたいと考えてお

ります。

○吉田委員

ありがとうございます。第7期高齢者福祉計画に基づき、団塊の世代の方々が、平成25年度には65歳以上が1万7133人、75歳以上が2万2819人、高齢化率32.2%になることを見据えて、今回、地域包括ケアシステムの確立と、またあわせて、施設整備のハード面につきまして、このような計画であるということは理解できますので、今後進めていただくようお願いして質問を終わります。

○委員長

同じく111ページ、高齢者福祉地域密着型施設等整備補助金について、坂平委員の質疑を許します。

○坂平委員

質疑を取り下げます。

○委員長

次の111ページ、高齢者福祉費、その他の高齢者福祉については、上野委員より取り下げがっておりますので次にいきます。

続きまして、113ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

障がい者福祉、障がい者福祉事業費についてお伺いいたします。障がい児通所支援事業についてお伺いしますが、児童発達支援と放課後等デイサービスについて、それぞれ事業の趣旨を説明してください。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援は就学前の障がい児等を対象にいたしまして、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行うというものでございます。

また、放課後等デイサービスは就学後、つまり在学中の障がい児等を対象に放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供することによりまして、その自立の促進と放課後等の居場所づくり、こういったものを行うものでございます。

○兼本委員

最近よくそういった施設を見ることがあるんですけども、この利用状況というのはどのようなようになってますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

児童発達支援で申しますと、平成28年度、1年間の利用者実数、これ実人員でございますけれども127人。前年度の27年度は118人、26年度が103人ということで伸びを見せております。また放課後等デイサービスですけど、これも28年度1年間の利用者実数は173人となっております。27年度では123人、26年度では91人で行ってましたので、大方これは2倍の伸び率となっております。

○兼本委員

そのような利用者の増の要因というのは、どのようなことがありますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

新しく利用される方の傾向といたしまして、本サービスの利用が障がい者手帳の取得を必ずしも必要としておらないと。保健センターや医師からの療育訓練の必要性が認められると判断された方も、その対象といたしておりますので、障がいの可能性があるんじゃないかなろうかというふうな方でも利用ができて、この増加がかなりございます。また現在、児童発達支援を行う圏域の事業所、圏域というのは嘉麻、桂川も含めたところがございますけれども13カ所、放課後等デイサービスを行う事業所が16カ所ということで、それぞれ2年ぐらい前には一桁であったものの二桁台にふえておることがあります。また、こういった事業所は送迎を行ったり、土日にも対応したりということで、利用者の方のニーズに沿った運営を行っておるというようなことが増加につながっておるんじゃないかなろうかというふうに推測をいたしております。

○兼本委員

それでは、給付費の推移についてはどのようになってますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

給付費は平成28年度決算額で、児童発達支援の場合、1億7201万4163円。27年度が1億2951万3050円ということですので、1.3倍の伸び率となっております。また、放課後等デイサービスの分につきましては、平成28年の決算額で2億1840万4283円。前年度である平成27年度では1億4111万5214円ということございまして、1.5倍の伸びで、それぞれ高い伸び率を示しております。

○兼本委員

ということは、事業費の見込みが毎年増大してきているというようなことなんですが、この現象を本市としてはどのようにとらえてますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

このこともたびたび私も申し上げてきておるんですけど、平成24年の4月にそれまでの児童福祉法と障害者自立支援法という法律が改正をされまして、それまで県と市でそれぞれ役割分担を行ってありました通所支援サービス事業については、これ全て市町村の業務となりました。そういったことがかなり大きく影響してきております。また、私どもとしまして、こういった事業が変わったことを、市の広報、スペシャルサポートガイドブックを配布いたしましたり、サービス提供事業者による情報誌への広報掲載といったものを通じまして、これまでサービスが知らなかった、こういうことがあると知らなかったという方にも周知が進んできたと考えております。先ほど申しましたとおり事業者の数もふえておりまして、サービスを必要とする利用者に適切な支援を行うことができる環境がととのってきたというふうに見ております。

○兼本委員

それでは、昨今、全国的にも課題となっています医療的ケア児。この医療的ケア児というのが、今、全国に、厚生労働省によりますと1万7千人いらっしゃる。10年前に比べますと約1.8倍にふえてますよというようなデータがあります。この医療的ケア児の皆さんの利用っていうのは本市としては把握されていらっしゃいますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

申しわけありませんが、全部を把握するには至っておりません。あくまでも私ども所管の分で把握しておりますのは、申し上げることができるかと思います。たん吸引とか経管栄養などの医

療的ケアを必要とする子どもの利用というのは、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所合わせて市内29事業者のうち、4つの事業者で通所の利用があるということは把握をいたしておるところでございます。しかし、その他多くの事業者にとって、国が定める報酬単価だけでなく、看護師の配置とか、運営上のいろいろ設定が難しく、医療的ケアが可能な設備環境がないことから、現在、実質的な医療的ケア児の受け入れというのは非常に厳しい状況ではなかろうかというふうに見ております。

○兼本委員

障害者手帳や療育手帳を持っていないけれども、健常児とも違いますよと。制度のこのように間による医療的ケア児にそれぞれの特性に応じた発達支援が受けられる居場所があればというような親御さんたちの声も現状今あってると思います。そういった中で、本市においてこの医療的ケア児に対する支援等についての取り組みっていうのはどのようにお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

昨年7月に穂波庁舎のほうに、障がい者基幹相談支援センターというのを設けさせていただきました。ここを事務局といたしまして、現在取り組んでおるものがありますので、ご紹介をさせていただきますと思います。

現在、飯塚、嘉麻、桂川の圏域では、当事者、ご家族、それから行政とか関係機関で言いますと、福祉、教育、医療、労働、相談支援、それから行政当局といった各機関が連携して、障がいのある人が安心して暮らせるように取り組んでいこうという合議体といたしまして、飯塚圏域地域自立支援ネットワークというものがございます。これは事務局として、基幹相談支援センターのほうが所掌をしておるわけでございますが、関係機関の連携の緊密化を図りながら、障がい者等への支援体制に関する課題の情報共有であるとか、地域の実情に応じた支援センターの整備について、現在協議を行っております。本協議会の組織の中で、地域の課題をより掘り下げて協議する機関といたしまして、現在、専門部会というものを設けておりまして、昨年11月にこの医療ケアを必要とする障がい児、障がい者とそのご家族が、地域で安心して暮らしていくための仕組みづくりを目的に、名称としては在宅医療ケア部会というものを設置したばかりでございます。

○兼本委員

在宅医療ケア部会の構成メンバーっていうのはどのようなふうになってますか。

○社会・障がい者福祉課長

小児科の医師を初め、訪問看護ステーション、児童発達支援事業所、それから特別支援学校、福岡県及び2市1町の保健師、それから2市1町の障がい者福祉課、担当課の職員、そして、障がい者基幹相談支援センター職員で構成をいたしております。こういった医療、福祉、行政等各分野の垣根を越えた取り組みを行うことができるように、現在、考慮いたしておるところでございます。

○兼本委員

最後になりますけど、日中、子どもを預かる施設がほとんどないということで、医療的ケア児の親御さんなんかはやっぱ仕事もやめなくちゃいけないといったようなことが多いというふうに聞いております。今回、この障がい児通所支援事業については、障害者手帳等の取得が別段必須条件でもないということになっております。できれば医療的ケア児の方々が、この障がい児通所支援事業所と、これはここだけじゃなくてやっぱり保育所も出てくると思うんですけど、保育

所の双方に通えるような制度づくりになるように、せっかく支援事業としてあるわけですから、今後ちょっと検討していただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

○委員長

次に116ページ、障がい者福祉、移動支援事業給付費について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

すみません。取り下げます。

○委員長

同じく116ページ、障がい者福祉費、サン・アビリティーズいづか施設管理運営事業費について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

116ページ、障がい者福祉費、サン・アビリティーズいづか施設管理運営事業費につきましてですが、この平成30年度における事業概要をお示してください。

○社会・障がい者福祉課長

御存じのとおりサン・アビリティーズいづかは昭和58年に開設されまして、既に35年が経過しております。建物の老朽化というものも進んでおるわけですが、今後とも、障がい者、障がい児の福祉の向上、社会参加の促進と市民福祉の増進を図るための活動拠点として維持していくために、また利用者に事故のない安全で快適な施設環境の保持に向けて施設改修を行うというふうなものでございます。実際には、建物の長寿命化に必要な工事の設計業務委託と、それから緊急性の高い工事を実施するということになっております。具体的には体育館排煙装置の改修工事やら外壁の改修工事、そしてプール屋根の防水改修工事に係るこの設計業務委託というものを組んでおります。217万8千円でございます。これとあわせまして、体育館の排煙装置の改修工事1060万円を予定して計上しておるところでございます。

○永末委員

このサンアビに関しましては、以前一般質問をさせてもらったことがありまして、その際に1点ちょっと指摘をさせてもらっておりましたのが、この施設は障がいを持たれてる方にとって、多くの利用があつておる施設でありますし、まずもって場所が非常に利便性のいい場所にあるということで、本当に障がいを持たれてる方の活動の拠点になってるんですが、その一方で、市のほうのあり方検討委員会か何かのほうの方針で移転というふうな方針が一度示されておりまして、そこについて、ぜひこの場所が一番利用しやすい場所なので、ぜひこれの存続をということでお願いしておりました。今回、この分で設計の分と改修工事の分が出てるわけですが、そのときに、答弁のほうで長寿命化ということで言葉がありましたけど、長寿命化のための設計ということなので、ある程度やっぱりここで障がいのある方の活動拠点として、この場所でやっていくというふうな市の意思のあらわれでということではよろしいのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

現在のサン・アビリティーズいづかの利用者というのは28年度の利用者数で4万2650人でございます。その半数以上は、実は障がいのある方ではないんですね。このサン・アビリティーズいづかというのは、障がい者の、当事者の利用も促進、これはもう当然でございます。障がい福祉の拠点でございます。私どもそう思って仕事に毎日携わっております。しかしながら、障がいのある方とそうでない方とが交流をするということが大きく、この社会、ノーマライゼー

ション等に私は役立っておるというふうに考えております。所管としては、この長寿命化、特に財政状況が許す限りにおいて、この施設を全うするということから、この仕事に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○永末委員

障がいを持たれている方だけでなく、それ以外の方の利用もあっておるということは、以前質問をさせてもらいましたので認識をしておりますけども、ノーマライゼーションの精神、そういった部分をあらわす一つの、市としての施設にもなるかと思いますので、ぜひとも重ねてこちらのほうでしっかりとやっていただくように要望して終わります。

○委員長

次に119ページ、児童福祉総務費、保育士確保緊急対策事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この事業費については、追加資料が41ページに出されておりますのであわせて。それでまず、保育士確保の見通しが出されておりますけど、これについて説明を求めます。

○子育て支援課長

私立保育所の保育士確保につきましては、平成28年度採用計画52人に対して、採用実績36名、29年度52名に対して採用実績59名、30年度、採用計画46名に対して、現段階、平成30年3月13日の段階で26名となっております。保育士確保につきましては、一部の保育所では30年度におきましても保育士不足が予想されます。市といたしましても、保育士就職緊急支援金、保育士生活支援金貸付金等の周知を引き続き行っていく、また、私立保育所に対しまして、これらの事業を活用して保育士確保を行っていただきたいと考えております。

○川上委員

採用計画の30年度、46人と、あるいは31年度の22人と見通しとはどういう関係になりました。

○子育て支援課長

こちらの見通しにつきましては、昨年、調査した段階で、30年度46名、31年度はその時点ではまだ検討中も含めまして、22名というふうに回答がっております。

○川上委員

じゃあ、これが現時点の見通しだということを確認しますが、これによって、本市の深刻な保育所待機児童の解消、効果の見込みをどう考えているかお尋ねします。

○子育て支援課長

今年度、貸付金事業につきましては、保育士修学貸付金が平成30年2月現在で12名申請がっております。生活資金につきましては30年度3月12日時点で5名。緊急支援対策事業については30年3月1日時点で24名の貸付状況になっておりますので、これらの事業を活用して、保育士確保は行われていると考えております。

○委員長

担当課は質問にしっかり答えてください。暫時休憩いたします。

休 憩 15:51

再 開 15:53

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

待機児童の解消につきましては、現在、私立保育所に対しましても、公立も含めたところで保育士確保を行い、少しでも待機児童解消になるように努めていきたいと考えております。

○福祉部長

ご質問の、今の保育士緊急対策事業における保育士確保の見通し、資料提出させていただきました。これについて、待機児童の解消の見通しにつきましては、保育士不足だけでなく、保育の受け皿、いわゆる入所受け入れ先の問題等もございますので、今、これをもちまして、待機児童の解消にはまだ至っておりません。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：55

再 開 15：58

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。議案第3号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月14日午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

これをもちまして平成30年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。